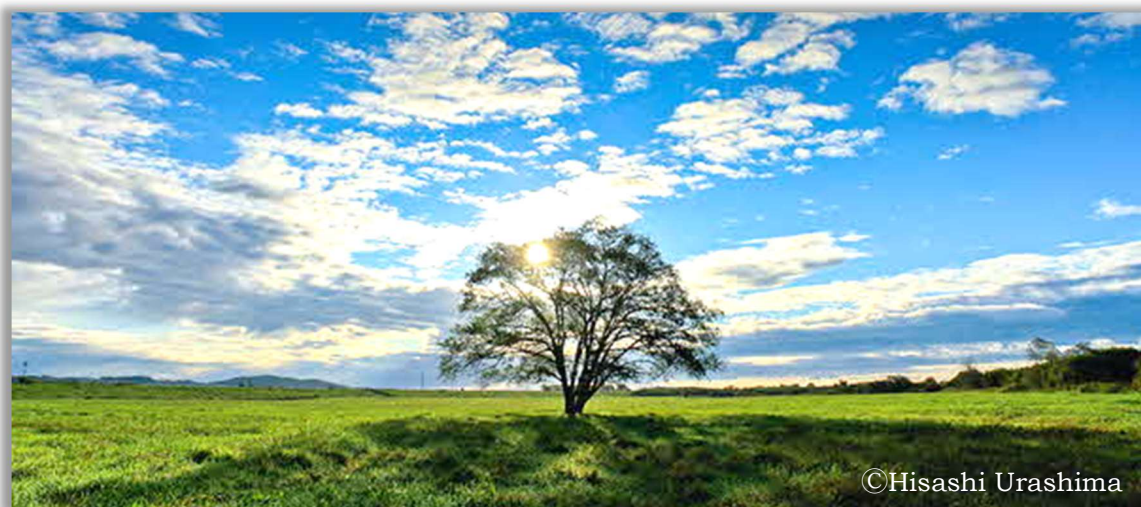


やさしさと躍動の
ふれ愛タウンとよころ



第5次
豊頃町まちづくり総合計画

《令和3年度 ⇒ 令和12年度》

北海道豊頃町

『やさしさと躍動の ふれ愛タウンとよころ』 をめざして



豊頃町は、十勝開拓の玄関口として発展して以来、140年が経過しました。こうした中、社会・経済情勢の目まぐるしい変化や急激な人口減少への対応を図るため、地方が主体となる地方創生などにより、移住・定住化の促進や関係人口の創出など、地域活性化に取り組んでまいりました。

このような時代背景の中、まちの将来像を明確にし、その達成に向けて、町民・団体・行政などが行動するための指針として「第5次豊頃町まちづくり総合計画」を令和3年度から令和12年度までの10年間を期間として策定いたしました。

本町には大自然と豊かな資源があり、今日まで子々孫々伝えられた「報徳のおしえ」は、先達のたゆまぬ努力と惜しみない汗によって創られ、本町のかげがえのない貴重な財産となりました。

この教えの先にある町民と行政が協働して町づくりに取り組む「協働のまちづくり」を大切にしながら、第3次豊頃町総合開発計画で定めた「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」をテーマに、町民一人ひとりが安心して未来に夢を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

策定期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、町民の皆様から広くご意見をお聞きする場を設けることができず、地域を代表される方々から貴重なご意見をいただきました。厚くお礼申し上げますとともに、コロナ禍の中、慎重にご審議をいただき答申いただきました「ふれ愛タウン推進会議」委員並びに議会議員各位に敬意を表しごあいさついたします。

令和3年3月

豊頃町長 宮 口 孝

町名・町章の由来



町名は、アイヌ語の「トエコロ」が語源で、その意味は「大きなフキが生えていたところ」といわれています。

町章は、トヨコロの文字を中心から抽象化して図案化し、外の円で平和、親和、協力、団結を、中の三重円で太平洋と十勝川の波紋を表現し、豊頃町の限りない躍進を表しています。

豊頃町民憲章

わたくしたちは、故郷の母なる大河十勝川の流れるところ——その大海原をのぞむ、十勝発祥の地に働くよろこびに生きる、豊頃の町民です。

わたくしたちは、先人のたくましい開拓精神と、報徳のおしえをうけつぐことをほこりとし、この町民憲章を定めます。

いまを充実させ、未来を発展させるために。

- 1 健康で、明るい町をつくりましょう。
- 2 自然を愛し、生産を高め、豊かな町をつくりましょう。
- 3 きまりを守り、安全で住みよい町をつくりましょう。
- 4 お互いの立場を理解し、助け合って、しあわせな町をつくりましょう。
- 5 文化を高め、未来に夢をもつ町をつくりましょう。

(昭和 42 年 10 月 1 日制定)

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 計画の性格と役割	4
4 計画の管理	4
5 SDGsへの対応	5
第2章 豊頃町の現状と課題	6
1 豊頃町の現状	6
2 まちづくりの課題	12
第2編 基本構想	17
第1章 豊頃町の将来像	18
1 目指す将来像	18
2 将来像実現に向けた分野目標	19
第2章 人口の目標	20
1 総人口及び年齢構成	20
2 就業構造	22
第3編 基本計画	25
第1章 快適で魅力あるまちづくり	26
1 計画的なまちづくり	26
2 利便性のある交通通信基盤の整備	30
3 安心して暮らせるまちづくり	36
4 快適で美しい環境のまちづくり	50
5 自然を生かした公園の整備と景観の形成	62
6 定住・移住促進対策の推進	66

第2章 豊かな資源を生かしたまちづくり.....68

- 1 活気に満ちた持続可能な農業の推進68
- 2 海の幸をつくり育てる漁業の推進76
- 3 緑豊かな郷土を守る林業の推進82
- 4 親しみと賑わいのある商工観光の推進84
- 5 豊かな資源を継承していく環境づくり90

第3章 躍動感あふれる人づくり92

- 1 充実感と生きがいのある生涯学習の推進92
- 2 まちの活性化を図る地域間交流の推進102

第4章 健康で心ふれあうまちづくり106

- 1 子育てしやすいまちづくり.....106
- 2 健やかでいきいきと暮らせる環境づくり110
- 3 とともに支え合うしあわせなまちづくり114

第5章 みんなが力を合わせるまちづくり.....124

- 1 町民参加によるまちづくりの推進124
- 2 明日を支える行財政の充実.....128

参考：各施策とSDGs133

付属資料135

第4編 実施計画（令和3年度⇒令和7年度）（別冊）

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町は、第3次豊頃町総合開発計画（平成10年度から平成21年度までの12年間）で定めた町の将来像『やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ』を普遍的なものとして踏襲し、第4次豊頃町まちづくり総合計画（平成22年度から令和2年度までの11年間）を策定し、豊頃町ならではのまちづくりに取り組んできました。

総合計画は、地方自治体が策定する各種計画のうち、一番上に位置する「最上位計画」であり、地方自治法により、全ての地方自治体において、議会の議決を経て「基本構想」を策定することが義務付けられていましたが、平成23年に地方自治法の一部が改正され、策定義務がなくなりました。

しかし、本町では、総合計画の重要性を踏まえ、平成26年9月に「豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例」の一部を改正し、「基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止」を議決すべき事件に追加しています。

本第5次総合計画の策定に当たっては、町民アンケートや各種団体・地域との意見交換、第4次豊頃町まちづくり総合計画の評価・検証などを実施し、町民ニーズや町の課題の把握を行いました。

これらを十分に踏まえながら、子育て世代や若者、高齢者など全世代が安心して住み続けたいと思う町を町民とともに築いていくため、第5次豊頃町まちづくり総合計画を策定します。

2 計画の構成と期間

本計画は、「総論」「基本構想」「基本計画」「実施計画」の4編で構成します。

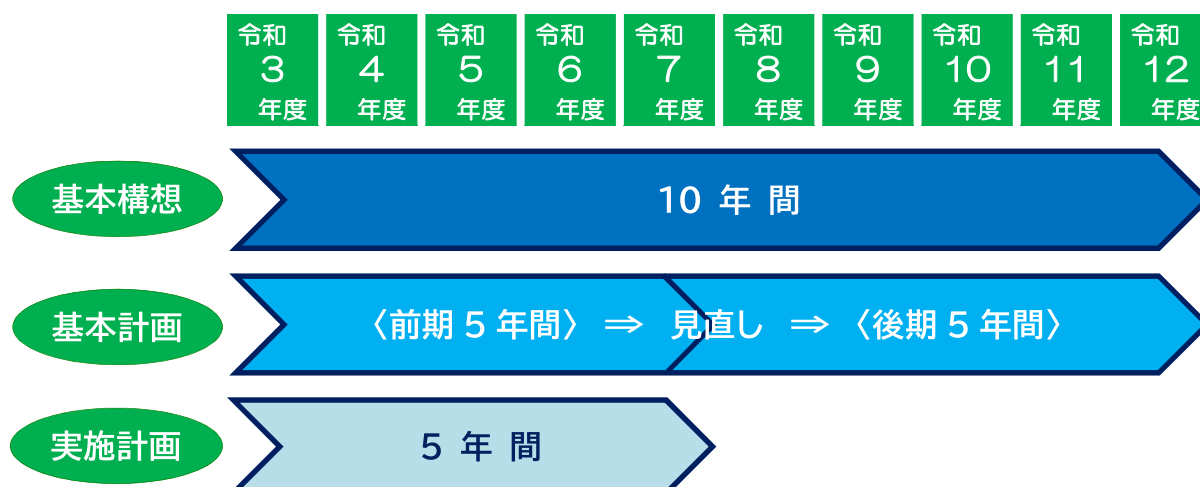
総論 計画の趣旨を明確にするとともに、基本的な考え方などを示します。

基本構想 長期的な展望に基づき、目指す将来像などを示すものです。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

基本計画 基本構想に基づき、分野ごとに主要施策や成果指標などを示すものです。計画期間は、基本構想と同じく10年間としますが、前期基本計画を令和7年度まで、後期基本計画を令和12年度までの各5年間とし、前期基本計画終了時に見直しを行います。

実施計画 基本計画に掲げられた施策を実施するため、具体的な事業を定めるもので、別途策定します。財政計画や個別計画との整合性を図りながら5年間の計画とし、毎年度ローリング方式^{※1}で計画の見直しを行います。

【 計 画 期 間 】



※1 毎年転がすように定期的に見直す手法。

3 計画の性格と役割

本計画は、次のような性格と役割を持つ計画として策定しました。

●まちづくりの最上位計画

町全体の方向性を示すとともに、各種個別計画の柱となる、まちづくりの最上位計画です。

●町民と行政との協働のまちづくりの指針

町民と行政とが町の将来像やその実現のための取組みを共有し、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくりの指針となるものです。

●行財政運営の基本方針

限りある財源を効果的に活用するための指針となるとともに、国や北海道、周辺市町村に対し、本町のまちづくりに対する考え方を示すものとなります。

4 計画の管理

本計画は、令和12年度を目標とする長期計画のため、計画の進行状況を確認する進行管理を行います。

基本計画は、前期基本計画終了時に評価・見直しを行い、実施計画については、毎年度ローリング方式で調整を図るものとしますが、予測を超える社会情勢の変化により、計画内容を見直す必要性が生じた場合は、その時点で改定を図るなど弾力的に対応します。

5 SDGsへの対応

平成27年の国連サミットにおいて、SDGs（エス・ディ・ジーズ）^{※2}が採択され、世界各国が協調し、共通目標の達成に向けた取組みが進められています。

本計画の推進に当たっても、このSDGsの理念を踏まえながら、各種施策を推進していくこととします。



^{※2} Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

第2章 豊頃町の現状と課題

1 豊頃町の現状

(1) 町のあゆみ

本町は、明治13年(1880年)に十勝5郡の戸長役場が大津に置かれてから、140周年を迎えた十勝発祥の地です。

当時の大津地区は、戸長役場の設置によって十勝における行政上の中心的存在となっており、また、函館と十勝を結ぶ諸物資輸送や十勝内陸地帯の開拓地に入植する移住者の交通上の要衝として発展していました。

本町内陸部の開拓は、明治25年に富山県人によって始められ、明治30年には二宮尊親率いる福島県人が二宮農場を開墾しています。

二宮尊親の祖父「二宮尊徳」の報徳のおしえをよりどころとした開拓精神は、今なお受け継がれ、本町発展の礎となっています。

昭和30年、町村合併により大津村の一部を豊頃村に編入することとなり、昭和40年には町制が施行されました。

しかし、人口は昭和30年をピークに次第に減少し、昭和45年には過疎指定町村となり、旧大津村地区が山村振興地域に指定されています。

このように、本町の大津地区は、十勝開拓の玄関口として、また漁業の拠点基地として発展し、内陸部は農業を中心とする第1次産業を基軸に発展してきました。

(2) 位置・地勢等

本町は、十勝地方の東南端に位置し、東は十勝川及び丘陵を隔てて浦幌町に、西は低い分水嶺によって幕別町に、北は十勝川河岸の平地を横切って池田町及び幕別町に、南西部は大樹町にそれぞれ隣接し、東南端は太平洋に臨んでいます。

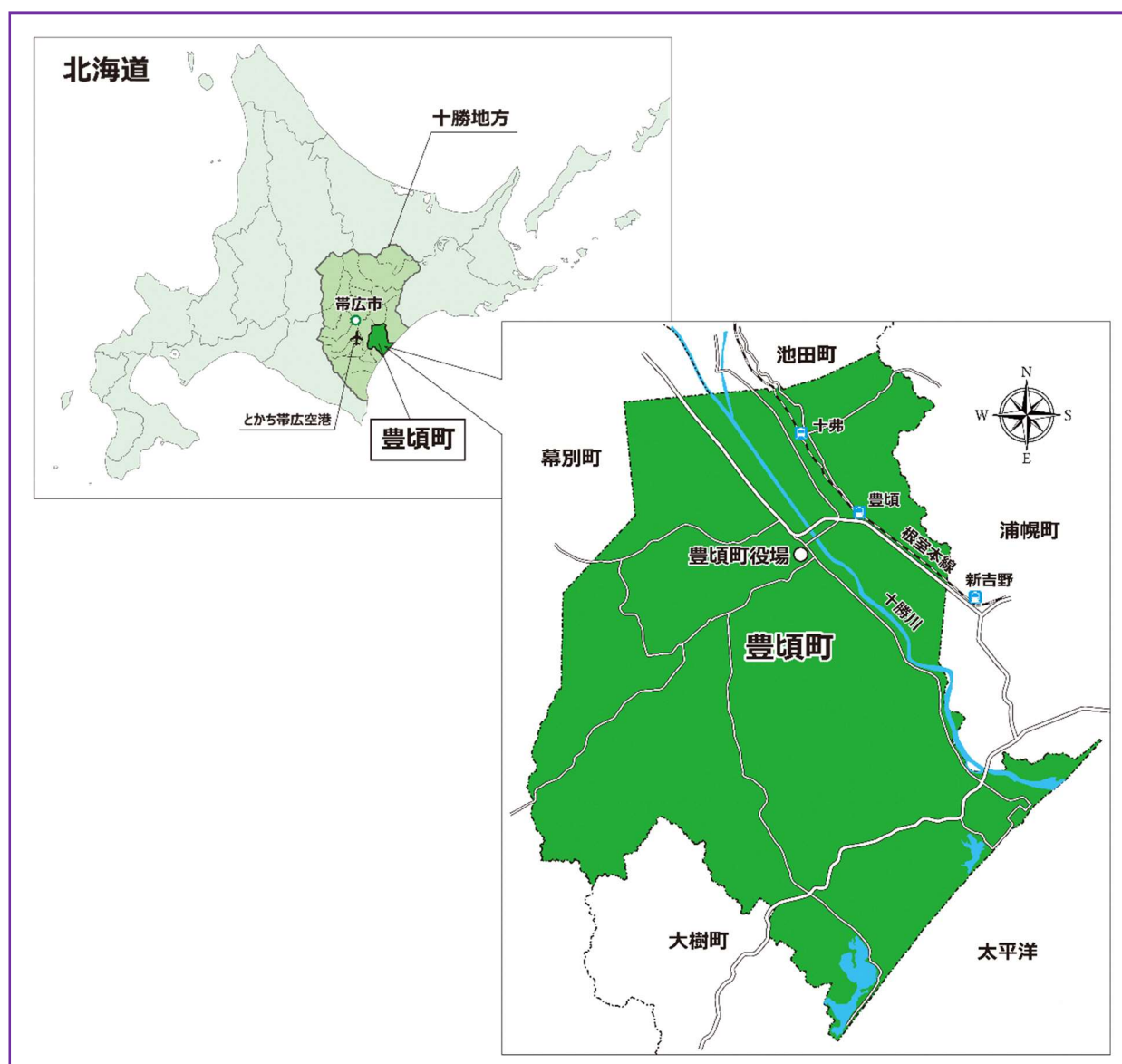
総面積は536.71 km²で、東西34 km、南北35 kmの広がりを持ち、十勝平野の中心河川である十勝川が中央部を縦貫しています。また、十勝川の蛇行によって残された三日月湖と大小の沼が流域に点在しています。

気象は、内陸部では昼夜の寒暖差が激しい大陸性気候で、夏は比較的高温、

冬は低温・乾燥の日が続き、平均気温は夏で約 20℃、冬はマイナス 10℃前後で、秋から春にかけて晴天日が非常に多いドライゾーン^{※3}となります。南部は太平洋の影響で、夏季に海霧の発生があり、雨量は少なく、積雪量は沿岸で 20 cm、内陸で 50 cmと少ない反面、凍結深度は 1 m に達します。

地勢は、町の中央部を流れる十勝川の河岸段丘と、西部地域の標高約 330 mを最高とする低丘陵地で形成されており、十勝川とその支流沿いに肥沃な農地が広がり、丘陵部は豊かな森林地帯となっています。

豊頃町の位置と概要



※3 乾燥地帯。

(3) 人口の状況

① 人口構造

本町の人口は、国勢調査によると、昭和30年の10,725人をピークに減少の一途をたどり、60年後の平成27年には3,182人となり、約70%減少しています。

また、年齢別の構成では、高齢者人口（65歳以上）が1,206人、37.9%と増加している一方、年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15～64歳）及びその比率は年々減少し、少子高齢化が進んでいます。

総世帯数は、1,362世帯で、核家族化や若者単身者世帯、高齢者世帯の増加により、人口の急激な減少に比べ緩やかに減少しています。

人口及び世帯数等の推移（国勢調査） （単位：人、%）

年	総人口	男	女	世帯数 (戸)	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
平成7年	4,519	2,190	2,329	1,507	1,008	22.3
平成12年	4,164	1,996	2,168	1,471	1,109	26.6
平成17年	3,732	1,792	1,940	1,417	1,133	30.4
平成22年	3,394	1,620	1,774	1,376	1,158	34.1
平成27年	3,182	1,523	1,659	1,362	1,206	37.9

② 就業構造

本町は、農林水産業などの第1次産業を基幹産業として発展してきましたが、国勢調査によると、人口の減少とともに就業者総数も大幅に減少しています。

産業別の構成では、第1次産業と第2次産業の比率が徐々に低くなる一方で第3次産業の比率が高くなり、第1次産業との差がなくなってきました。

また、第2次産業では、20年前の平成7年と比較すると半分以下に減少しており、インターネットや通信販売による商品購入など消費者行動の変化により、商業の衰退、商店街の空洞化が進んでいます。

産業別就業者数の推移（国勢調査）

（単位：人）

年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業者総数
平成7年	1,108	465	920	2,493
平成12年	976	426	879	2,281
平成17年	862	284	858	2,004
平成22年	827	200	796	1,823
平成27年	775	193	773	1,741

（4）財政の状況

本町の財政状況について、平成27年度から令和元年度までの5年間の決算額の状況を分析すると、一般会計では「葬斎場建設」や「まちなか活性化拠点施設整備事業」等の建設事業を実施した平成28年度及び平成29年度を除くと、ほぼ横這いで推移していますが、特別会計では、国民健康保険の都道府県化に伴う財源構造の見直し、高齢者の増加に伴う後期高齢者医療費の伸び、町立医院等の診療報酬の減少、簡易水道及び下水道では、経営戦略計画に基づく設備改修による増加がみられますが、特別会計全体では減少傾向にあります。

なお、各予算科目における年度ごとの増減については、その年度の施策等により不規則に増減しています。

歳入における自主財源は、事業所得による個人町民税及び法人の償却資産取得による固定資産税が伸びており、また、平成28年度から始まった「ふるさと応援寄附金制度」による寄附収入額も伸びたため、歳入全体に占める割合が、平成27年度の約15%から令和元年度では20%程度に上昇していますが、依然として低い水準にあります。

一方、依存財源については、地方交付税がこの5年間で1割以上減少しており、国・道支出金は施策・事業により増減はあるものの、全体の約80%を占めていることから、歳入構造から本町の財政をみると、自主財源より依存財源の割合が大幅に上回り、財源を国や北海道へ依存している状況が続いています。

歳出では、ふるさと応援寄附金制度及び消費税率改正による影響もあり、

需用費等による物件費が増加し、また、障がい福祉サービス利用者の増加による自立支援給付費等の扶助費においても増加している状況です。

公債費(借金の返済)については、毎年度5億円程度を返済していますが、歳出総額に占める割合は、毎年度約1割となっており、今後、施設にかかる償還が始まるため、実質公債費比率が上昇することが予想されます。

地方債残高(借入残高)は、毎年度の返済に加え、財源確保に努め、借入額の抑制などにより、年々減少傾向にあります。

基金(預金)は、平成28年度からのふるさと応援寄附金制度による積立及び第6次行政改革大綱の推進により、平成29年度末には50億円台まで増加しています。

歳入歳出決算額や地方債残高、基金残高、財政指標を総合的に分析すると、本町の財政は健全な状態を維持しているといえます。

年度別歳入歳出決算額の状況(一般会計及び特別会計総額)

年度	一般会計		特別会計	
	歳入	歳出	歳入	歳出
平成27年度	48億3,669万円	46億9,465万円	17億4,285万円	16億6,561万円
平成28年度	51億8,571万円	50億9,331万円	17億1,351万円	16億2,722万円
平成29年度	52億1,432万円	51億1,725万円	16億8,636万円	16億0,104万円
平成30年度	47億0,023万円	45億8,352万円	16億0,387万円	15億6,153万円
令和元年度	47億8,834万円	46億8,376万円	15億8,763万円	15億3,711万円

年度別地方債残高の状況

年度	一般会計	特別会計			合計
		医療施設	簡易水道	公共下水道	
平成27年度	47億5,407万円	744万円	10億5,333万円	11億2,423万円	69億3,907万円
平成28年度	48億5,783万円	0万円	9億8,773万円	10億7,105万円	69億1,661万円
平成29年度	49億3,097万円	0万円	9億5,914万円	10億1,133万円	69億0,144万円
平成30年度	49億2,029万円	0万円	9億6,604万円	9億3,147万円	68億1,780万円
令和元年度	47億8,536万円	0万円	9億7,249万円	9億2,888万円	65億8,673万円

年度別基金残高の状況

年 度	一般会計	特 別 会 計		合 計
		国民健康保険	介護保険	
平成27年度	46億0,066万円	2,129万円	3,861万円	46億6,056万円
平成28年度	47億8,793万円	4,320万円	3,740万円	48億6,853万円
平成29年度	49億4,078万円	7,741万円	4,290万円	50億6,109万円
平成30年度	49億6,923万円	1億2,642万円	4,557万円	51億4,122万円
令和元年度	49億7,575万円	1億4,170万円	4,273万円	51億6,018万円

財政指標の状況

年 度	実質公債費比率 ^{※4}	経常収支比率 ^{※5}	財政力指数 ^{※6}
平成27年度	9.0%	77.4%	0.184
平成28年度	8.9%	79.9%	0.205
平成29年度	8.4%	82.7%	0.217
平成30年度	7.5%	84.4%	0.224
令和元年度	7.0%	84.1%	0.228

※4 町税や交付税などのうち、借金の返済にどれくらい使われているかを示す値。この値が一定以上になると、借金をするとき国から制限がある場合があるほか、借入れすることができなくなる。

※5 町税や交付税などの経常的な収入のうち、毎年決まっている必要な経費（人件費・維持補修費など）の割合で、この数値が低いほど自由に使えるお金が多いことになる。

※6 その町の規模で標準的な行政を行うに当たり、自らの収入で賄うことができる割合。「1」に近いほど国から自立した町だといえ、それを超えると普通交付税が交付されなくなる。

2 まちづくりの課題

① 人口減少・少子高齢化への対応

重点課題

国立社会保障・人口問題研究所が平成29年4月に公表した日本の将来推計人口は、2053年（令和35年）には1億人を割り、2065年（令和47年）には8,808万人にまで減少し、国民の2.6人に1人（38.4%）が65歳以上の高齢者になると推計されています。

本町においても、今後、人口は急速に減少を続け、2030年（令和12年）には2,311人、2045年（令和27年）には1,622人となり、2015年（平成27年）から約49%減少するものと推計されています。

人口減少は、経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下をはじめ、町民生活の様々な分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、町民と地域、行政が一体となって、子どもを生き育てやすい環境づくりや保健・医療・福祉の充実、誰もが住みたくなる生活環境づくり、雇用の場の確保や移住の促進など、人口減少や少子高齢化に対応した多様な取組みを行うことが必要です。

② 更なる情報化の推進と技術革新の利活用

インターネットの飛躍的な進展とスマートフォンやタブレット^{*7}などの普及により、世界中の最新情報をリアルタイムでみることや、SNS^{*8}を通じて多くの人とつながることが可能になるなど、ICT^{*9}を活用した情報化は、日常生活の利便性と豊かさを向上させました。

また、光回線網などの情報通信基盤は、新型コロナウイルス感染症対策を機に、オンライン授業やテレワーク、リモート会議などを導入する企業、団

^{*7} パネル上で指先や専用のペンを使い操作することができる板状・薄型のコンピュータ。

^{*8} Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

^{*9} Information and Communications Technology の略。情報通信技術。

体が増えるなど、教育や産業、福祉、行政等の幅広い分野で、その活動を支える重要なインフラ^{※10}となっています。

今後は、利便性の一層の向上に向け、情報通信基盤の充実のもと、更なる情報化を推進するとともに、来たるべき新たな社会（Society 5.0^{※11}）を見据え、ロボットやAI^{※12}、IoT^{※13}などの技術革新の利活用を進めていく必要があります。

③ 防災・防犯体制の強化 重点課題

近年、全国各地で大規模地震や台風、過去に経験したことがないような大雨、集中豪雨などによる自然災害の発生、新型コロナウイルスや鳥インフルエンザなどの国境を越えた感染症の拡大、特殊詐欺の増加など、人々の命や生活、経済活動等を脅かす問題が頻繁に発生し、住民の安全・安心に対する意識が高まっています。

本町においても、平成28年の豪雨災害や平成30年の北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえた防災・減災対策、特殊詐欺対策等に取り組んでいますが、今後も自助・共助・公助による防災・防犯体制を強化し、災害に強く、犯罪のない、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

④ 環境保全・エネルギー対策の推進

温室効果ガスによる地球温暖化の進行は、生態系の崩壊や異常気象の発生など、深刻な影響を及ぼし、世界的な脅威となっているほか、国や地域を越えた様々な環境問題が発生しています。

このため、環境問題は、地球規模で早急に取り組まなければならない課題

※10 インフラストラクチャー（infrastructure）の略。社会生活や産業の基盤となる施設。

※11 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※12 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※13 Internet of Things の略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

となっており、国・北海道・市町村においてもその対応が求められています。

一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、環境・エネルギー問題を身近なものとしてとらえ、環境に配慮した行動を実践するとともに、太陽光やバイオマス^{※14}などの資源を生かした再生可能エネルギーの導入を図りながら、温室効果ガスの排出抑制を進め、豊かな自然環境と生活環境を守っていく必要があります。

⑤ 基幹産業の振興 **重点課題**

農林水産業などの第1次産業は、本町の基幹産業として経済を支える大きな柱ですが、TPP11^{※15}などの貿易自由化の影響をはじめ、後継者不足による担い手の減少や高齢化、産地間競争の激化などにより、経営に対する不安感や不透明感が増大し、生産額が減少するなど、非常に厳しい状況に置かれています。

このため、今後も国や北海道の施策と連携しながら、産業を支える人材の育成をはじめ、近年の環境変化に即した多面的な支援施策を推進し、活力ある産業振興に取り組む必要があります。

⑥ 地域間交流の推進

交通網や情報通信網など、様々なネットワークの発達により、姉妹都市や友好都市、ふるさと会等との多様な交流と、報徳のおしえを通じた「互産互生」による交流が、活発に行われるようになりました。

こうした交流は、物的交流から人的交流、生活の交流と発展していくことにより、それぞれの地域の魅力や地域資源を再発見する機会にもなります。

町民と地域、行政がこれらの情報を共有しながら、地域経済の活性化、観光の振興、人的交流の推進など、地域商社を活動拠点に各種事業に継続的に

^{※14} 木材や家畜排せつ物、食品廃棄物など、生物から生まれた資源。

^{※15} 環太平洋経済連携協定。11か国の協定となったため、「11」をつけて名付けられている。

取り組み、地域の活性化や地域経済への波及、交流人口の増加に結び付けていくことが必要です。

⑦ 国際化への対応

物・人・情報・資金などの国境を越えた交流が更に活発化し、あらゆる分野で国際化が急速に進展しています。

本町では世界的にも有名になった「ジュエリーアイス」効果により、外国人観光客の増加が見込まれています。

また、外国人技能実習生の受入れも増えており、改正出入国管理法により、更に増加することが予想されます。

こうした状況を踏まえ、感染症などの対策に配慮した中で、外国人観光客が訪れやすい環境づくりや外国人が暮らしやすい環境を整備するとともに、世界で活躍できる人材の育成など、あらゆる分野で国際化への対応を進めていく必要があります。

⑧ 多様な主体との連携による協働のまちづくり

これまで積み重ねてきた町民と行政との協働のまちづくりを更に発展させ、みんなが互いに支え合うまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりの主体的な活動はもとより、地域や団体、NPO、民間企業等と行政との協働がますます重要になってきます。互いに情報を共有し、それぞれの役割分担を明確にした上で、「自助・共助・公助」の社会システムを確立していくことが必要です。

また、人口減少や高齢化の進行、単身世帯の増加等により、町民同士の関わりが希薄になり、地域の互助機能が低下し、コミュニティの維持が困難になってきている地域もありますが、一方で自主防災組織の設立やコミュニティスクール^{※16}により、お年寄りの安否確認や子どもの安全確保、災害時に備えた地域防災などの活動が行われています。

^{※16} 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

今後も、町民をはじめ地域や団体、産官学金労言などの関係機関や民間企業などの多様な主体と連携し、コミュニティの再生と協働のまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

⑨ 自主的かつ効率的な自治体運営の推進

地方分権が進展する中、これからの地方自治体には、地域を取り巻く課題に対して、自らの責任と判断によって行動し、個性豊かなまちづくりを進めるとともに、地域の自主性・自立性を高めていくことが求められます。

また、一方で地方交付税や補助金などの依存財源が減少傾向にある中、地方自治体においては、自主財源の確保に努めながら財政基盤等の充実を図り、より効率的で効果的な自治体運営を進めていくことが必要です。

⑩ 広域行政・連携の推進

人々の生活圏の拡大や生活様式の多様化等に伴い、行政課題がますます複雑・多様化、広域化する中、一自治体では解決が難しい課題に対応するため、圏域や近隣市町村との広域連携による効率的な自治体運営が求められています。

十勝管内においては、19市町村で構成する十勝圏複合事務組合で、教育研修センターの運営や市町村税の滞納整理、ごみ・し尿などの共同処理を行っているほか、同じ19市町村で十勝定住自立圏^{※17}を形成し、中心市である帯広市の都市機能を生かした連携事業を進めています。今後も、より質の高い行政サービスの提供と自治体運営の一層の効率化に向け、医療や福祉、社会資本など広域で連携できる分野について、積極的に情報交換や共同研究を進めていく必要があります。

^{※17} 定住自立圏とは、圏域の中心市と近隣の市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域連携の取組みであり、十勝定住自立圏では、平成23年度に、中心市である帯広市と圏域18町村が協定を締結し、各種連携事業を行っている。

第 2 編 基本構想

第1章 豊頃町の将来像

1 目指す将来像

やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ

人口減少・少子高齢化の急速な進行、情報化・国際化の一層の進展、安全・安心や環境保全に対する意識の高まり、地域産業を取り巻く環境の変化など、社会・経済情勢の変化に伴い、町民ニーズや行政課題がますます複雑・多様化する中、これらに的確に対応しつつ、魅力的で自立可能・持続可能な自治体運営を行うことが求められています。

そのためには、本町がこれまで進めてきた町民と行政との協働のまちづくりをただ単に継承するだけでなく、より多くの主体と、町の現状と課題、今後の方向性の共有化を図り、地域全体で支え合い、町民、地域に寄り添ったまちづくりを進めていくことが必要です。

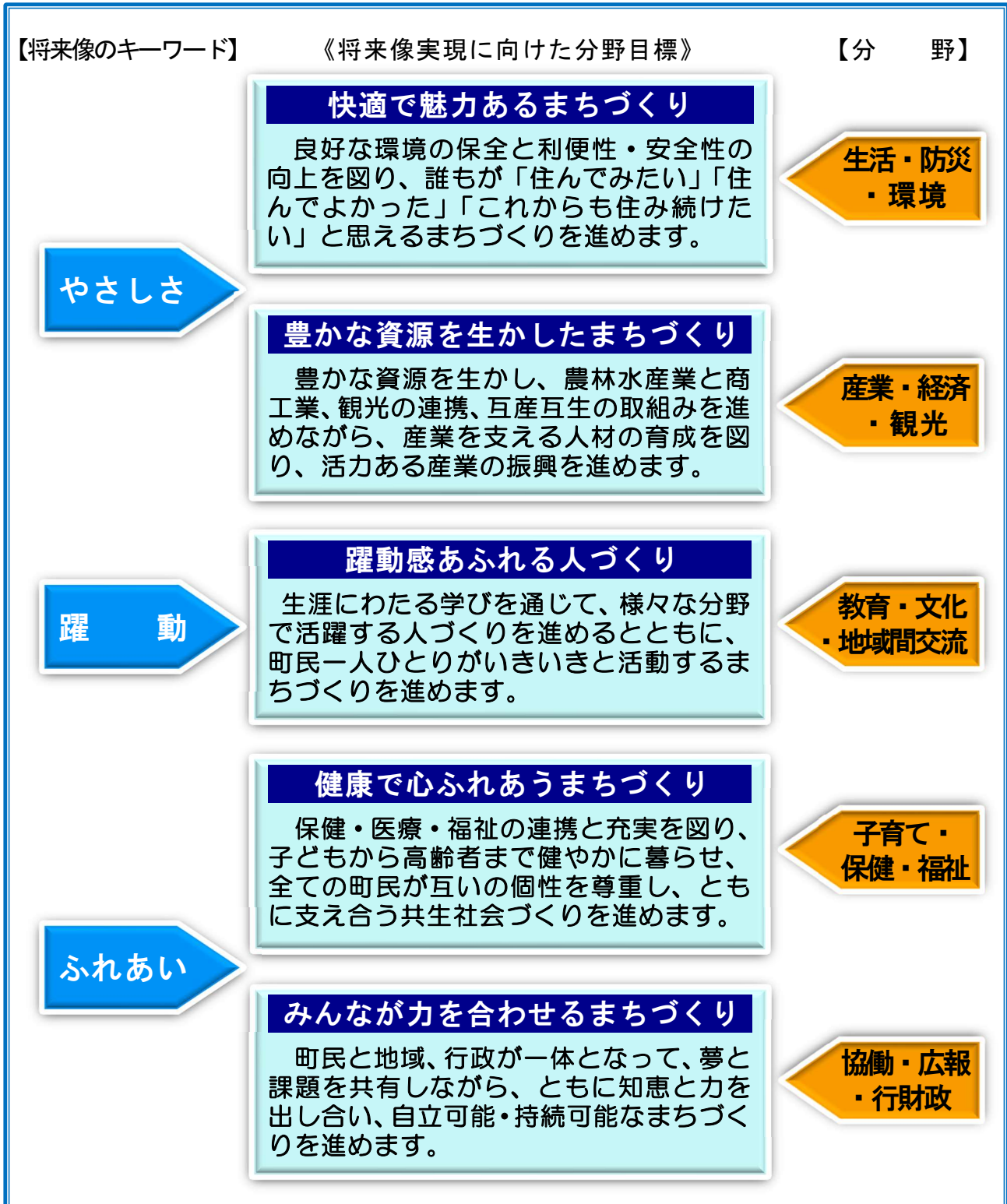
町民ニーズや時代の潮流、解決すべき課題などを客観的にとらえた上で、10年後の令和12年度における目指す将来像を、第3次総合開発計画で定めた『やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ』を普遍的なものとして踏襲し、本町ならではの地域特性・資源を活用しながら、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりがともに支え合い、安心して健やかにいきいきと暮らせる、小さくても活力のある町の実現を目指します。



撮影 岸本 日出雄

2 将来像実現に向けた分野目標

将来像の実現に向け、分野ごとの目標を次のように定めます。



第2章 人口の目標

1 総人口及び年齢構成

本町の総人口は、平成 27 年の国勢調査によると、3,182 人となっており、平成 22 年の 3,394 人から、5 年間で 212 人（6.2%）、1 年当たり約 42 人減少し、平成 22 年以前の減少率よりは鈍化しているものの、人口減少が続いている状況です。

我が国の人口が減少局面に入り、人口減少と少子高齢化が全国的な課題として取り上げられ、全国の地方自治体では、将来人口の推計や人口の将来展望を示した人口ビジョンと、これに基づき、今後実施する取組みを定めた総合戦略の策定が進められ、本町においても平成 27 年 12 月に「豊頃町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この総合戦略による出産や子育て、教育、雇用、移住・定住等に関する支援施策を推進したことなどにより、近年は人口減少率が更に鈍化し、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を上回る状況となっています。

本計画では、この総合戦略と一体的に人口減少抑制施策を進めるため、目標年度である令和 12 年度の総人口の目標を、人口ビジョンで示す 2,576 人に設定するとともに、年齢構成については、次のとおり見込むこととします。

総人口及び年齢構成の実績と目標

(単位：人)

区分	国勢調査人口 (実績値)		人口ビジョンの将来展望 (目標値)			
	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 42 年 (2060 年)
総人口	3,394	3,182	2,883	2,721	2,576	2,080
男	1,620	1,523	1,349	1,268	1,200	999
女	1,774	1,659	1,534	1,453	1,376	1,081
15 歳未満	374	317	268	264	289	372
15～64 歳	1,862	1,659	1,450	1,307	1,211	1,113
65 歳以上	1,158	1,206	1,165	1,150	1,076	595

※平成 22 年と平成 27 年は、国勢調査による実績値。

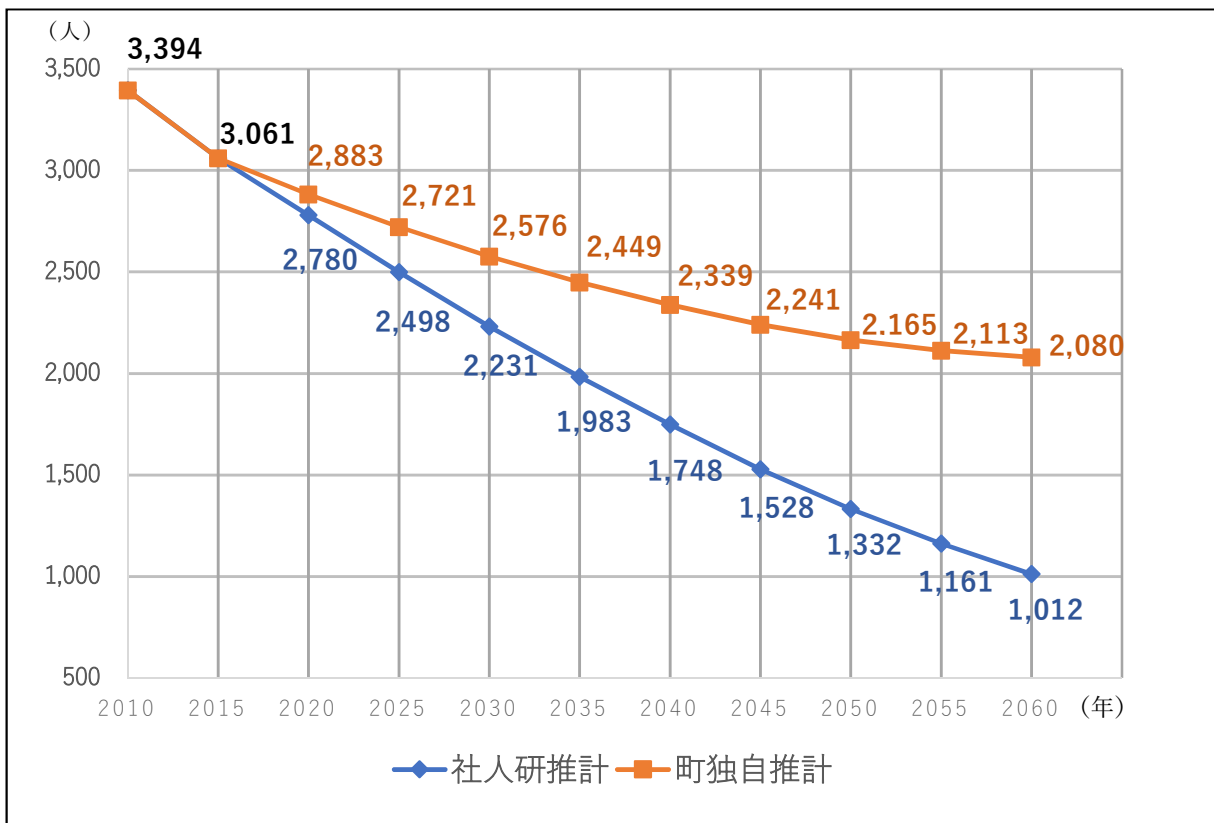
※令和 2 年以降は、「豊頃町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」による目標値。

【豊頃町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる将来目標設定の根拠】

* 合計特殊出生率～現在の 1.30 から、令和 2 (2020) 年には 1.50 程度、令和 12 (2030) 年に 1.80 程度、令和 22 (2040) 年に 2.07 (人口置換水準) を達成することを目指す。

* 純移動率～若者・子育て世代の転出抑制と転入促進を図るため、令和 42 (2060) 年までに純移動率の転入 2 割増加、転出 2 割抑制と仮定する。

人口ビジョンによる総人口の推計 (社人研推計) と目標 (町独自推計)



2 就業構造

本町の実業従事者総数は、平成27年の国勢調査によると、1,748人となっており、平成22年の1,823人から、5年間で75人(4.1%)、1年当たり15人減少し、総人口の傾向と同様に、平成22年以前の減少率より鈍化しています。

また、産業別では、第1次産業が775人(44.3%)、第2次産業が193人(11.0%)、第3次産業が773人(44.2%)となっており、これまでの推移をみると、第1次産業と第2次産業の減少が進み、特に第2次産業の実業従事者数が大幅に減少してきています。

今後も、人口の減少とともに、実業従事者数も減少していくことが予測されますが、近年の就労形態の変化や本計画の推進等を考慮し、目標年度である令和12年度の実業従事者総数を1,447人に設定するとともに、産業別の内訳については、次のとおり見込むこととします。

実業従事者総数及び産業別実業従事者数の実績と目標 (単位:人、%)

区 分	国勢調査人口 (実績値)		目標実業従事者数 (目標値)	
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
実業従事者総数	1,823	1,748	1,516	1,447
就 業 率	53.7	54.7	55.7	56.2
第1次産業	827	775	668	635
第2次産業	200	193	172	166
第3次産業	796	773	676	646

※平成22年と平成27年は、国勢調査による実績値。

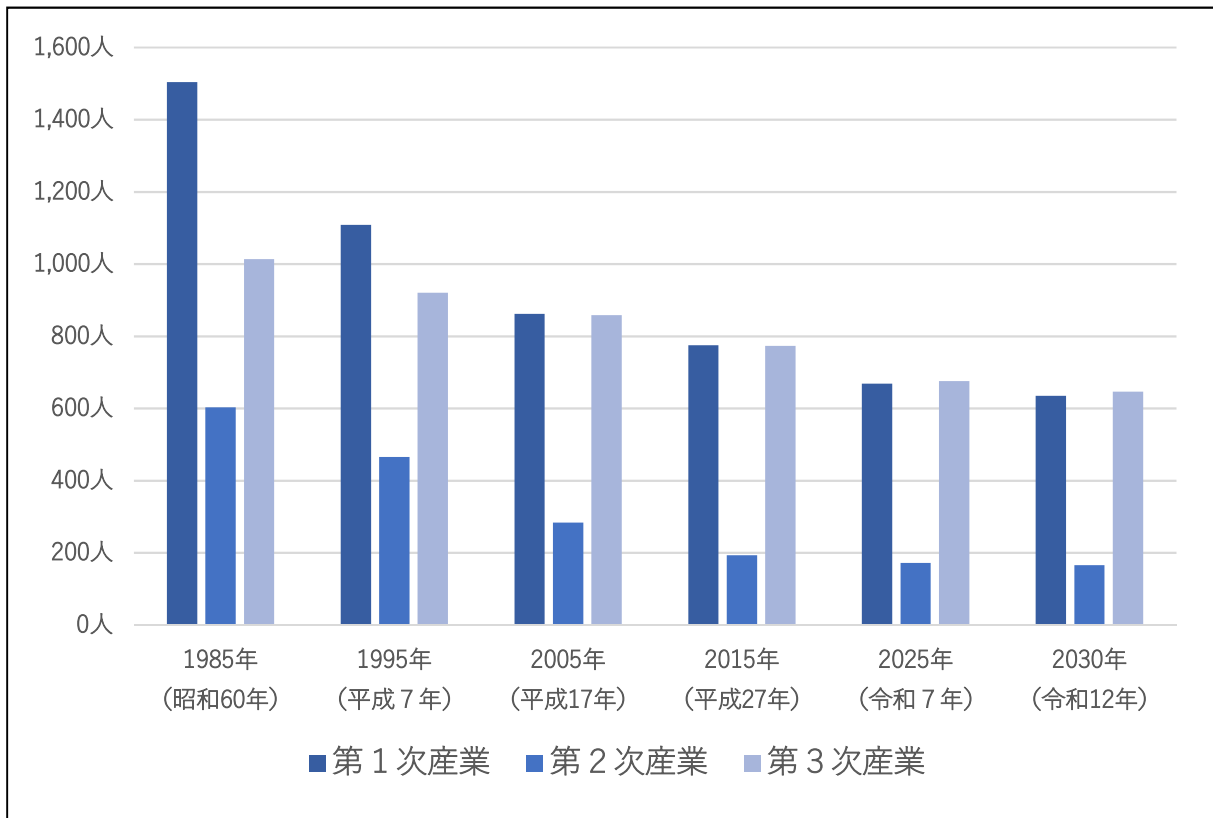
※平成27年は、総数に分類不能者7人を含むため、内訳を合計しても総数と一致しない。

※令和7年以降は、次により推計。

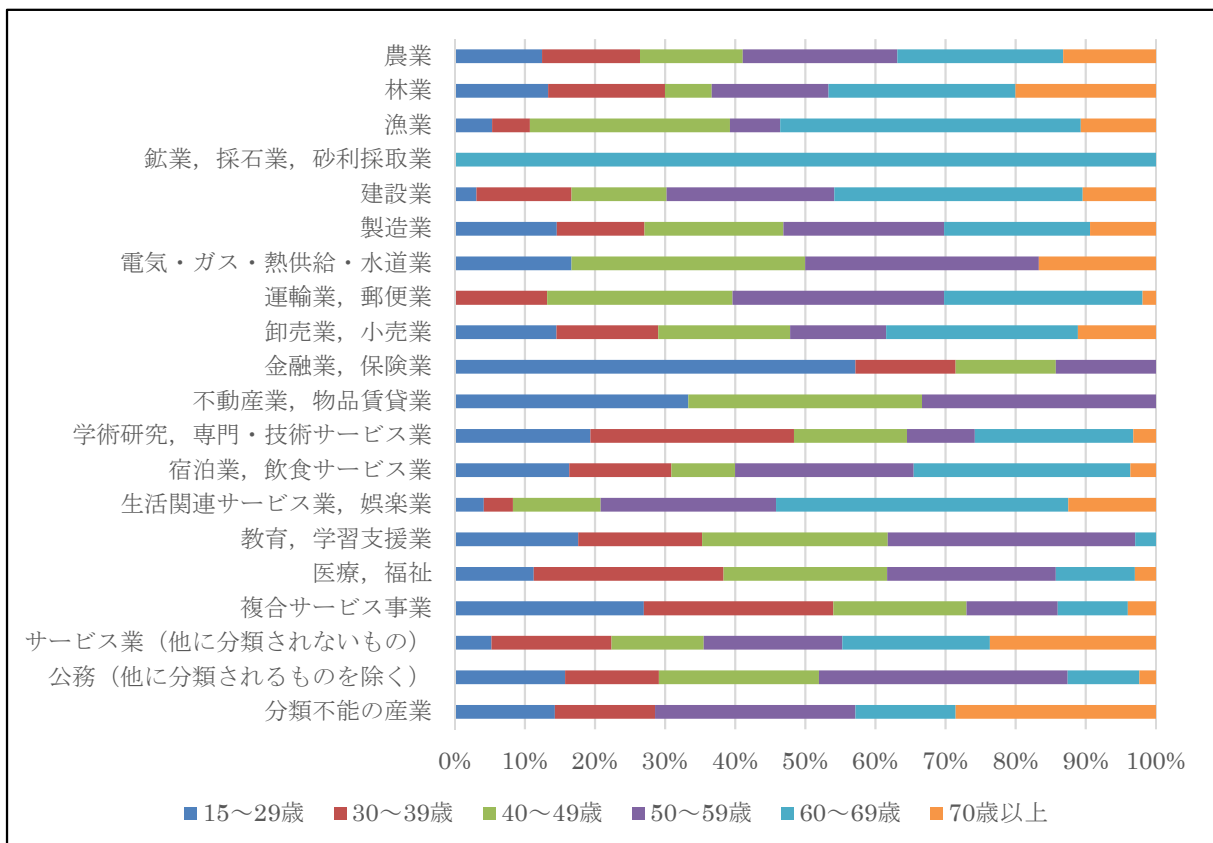
【目標実業従事者数設定の根拠】

- * 実業従事者総数・就業率～過去の就業率の伸びと近年の就労形態、60歳以上の就業状況等を考慮し推計。
- * 産業別実業従事者数～近年の産業別就業割合を参考に、農業の大型化及び法人化、情報通信や福祉サービス等の進展、本計画による施策効果等を考慮し推計。

産業別就業者数の実績と目標



平成27年国勢調査による職業分類ごとの年齢階層別人口割合





第3編 基本計画

第1章 快適で魅力あるまちづくり

1 計画的なまちづくり

(1) 土地利用の適正化

現状と課題

土地は、限られた資源であるとともに、生活や生産などの諸活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は町の発展や住民生活と密接に結び付いています。

近年、人口減少によって空き家・空き地が増加傾向にあるとともに、特に市街地においては、保育所や小学校の統廃合に伴い、未利用町有地が増加しているため、その有効利用が課題となっています。

基本方針

土地の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に努めるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を考慮し、安全・安心で文化的な生活環境の確保を図ることが大切であり、長期的な視点に立って土地利用計画を策定し、計画的な土地利用を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●空家等対策基本計画 ●地域強靱化計画

■地目別土地利用面積の推移（各年1月1日/土地に関する概要調書 単位：ha）

年	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	その他	計
平成28年	10,889	656	319	25,695	4,436	1,054	10,622	53,671
平成29年	10,879	656	323	25,704	4,439	1,048	10,622	53,671
平成30年	10,878	654	324	25,703	4,438	1,052	10,622	53,671
令和元年	10,873	652	330	25,705	4,437	1,052	10,622	53,671
令和2年	10,883	649	332	25,700	4,438	1,050	10,619	53,671

主要施策**1 計画的な土地利用の推進**

土地利用計画を策定し、適正な土地利用を積極的に推進します。

① 土地利用計画の策定

2 環境と調和のとれた土地利用の推進

ゆとりと潤いのある生活空間を形成するため、自然環境や景観の保全、災害の防止など快適な居住環境に配慮した土地利用を推進します。

① 北海道自然環境等保全条例に基づく適正な土地利用の推進

② 自然環境や景観の保全に配慮した土地利用の推進

3 市街地の活性化に向けた土地利用の推進

市街地の活性化に向けた空き地の有効活用を支援するとともに、活用方策を検討します。

① 空き地の有効活用方策の検討

② 空き地情報の収集と提供

③ 空き地活用者への支援

4 未利用町有地の有効活用と適正な処分

保育所跡地などの未利用町有地の有効活用を図るとともに、必要に応じて適正な処分を進めます。

① 未利用町有地の活用計画の策定

② 未利用町有地の処分

5 土地情報の管理

地籍調査成果の適切な管理を行い、各種事業等への有効利用を図ります。

① 地籍調査成果の管理と活用

(2) 市街地の整備

現状と課題

住民生活全般をきめ細やかにサポートする市街地の整備は、まちづくりを進める上で重要な課題です。

本町の市街地は、商業機能が集中する茂岩市街、小・中学校がある中央区市街、JR駅と民間アパートが立地する豊頃市街、漁業基地の大津市街に分かれており、それぞれの地域の特性と課題を的確に把握した上で、計画的な整備を進める必要があります。

基本方針

土地利用計画を策定し、それぞれの地域の特性・課題や将来像を明確にするとともに、商工会や地域と連携し、商工業の活性化と快適で安全・安心な市街地整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●空家等対策基本計画 ●地域強靱化計画

▲上空から見た茂岩本町市街



主要施策

1 市街地の整備

各市街地について、土地利用計画に基づき、地域の特色を生かした整備を推進します。

① 茂岩市街の整備

商店の廃業に伴い空き店舗の増加が想定されることから、中心的市街地としての土地利用や市街地整備を推進します。

② 中央区市街の整備

通勤・通学に配慮した安全・安心な市街地整備を推進します。

③ 豊頃市街の整備

民間賃貸住宅の整備により若者の定住が図られましたが、今後の整備計画を策定します。

④ 大津市街の整備

津波対策をはじめとした更なる防災対策を推進します。

2 関係団体との連携と市街地の活性化

商工会や関係団体と連携し、空き店舗や空き地に関する対策を検討するとともに、市街地の活性化を推進します。

① 商工会及び産業団体等との連携

② 市街地活性化計画の策定

3 その他の地域における取組み

協働のまちづくり地域提案支援事業を実施し、地域活動を支援することにより、地域でのつながりを支援します。

① 町民の自主的な地域活動の支援

2 利便性のある交通通信基盤の整備

(1) 道路の整備

現状と課題

住民の日常生活にとって最も身近な社会基盤である道路に対する住民意識は高く、安全で快適な道路環境の整備が求められています。

本町の道路網は、主要幹線である国道38号など国道2路線、道道10路線及び町道280路線によって構成され、町民生活の向上、地域経済の発展に大きく寄与しています。

大型車両をはじめとする交通量の増加に伴って、国道は、路肩の拡幅改良、避讓車線の設置が望まれ、道道は、現在進められている改良整備の早急な完成が望まれています。

町道の延長は313.7kmで、改良率は72.8%、舗装率は61.8%と、未だ十分とはいえない状況であり、一層の整備が必要となっています。

また、本町が管理する橋梁は109橋で、このうち建設後50年以上のものは4.5%ですが、20年後には74.3%まで増加します。今後、老朽化する橋梁を適切に補修し、将来にわたり安全・安心な道路網を確保する必要があります。

基本方針

町民生活や産業活動の利便性を高め、災害に強いまちづくりを進めるため、道路の整備を推進し、人と環境に配慮した道づくりを進めるとともに、国道や道道の整備を積極的に要請します。

また、冬季間の交通確保対策として、除・排雪体制の充実を図ります。

【関連する主な個別計画】 ●橋梁長寿命化修繕計画 ●地域強靱化計画

主要施策

1 町道の整備

町道の計画的な改良・舗装及び維持補修に努めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の整備を進めます。









- ① 計画的な道路整備の推進
- ② 計画的な橋梁整備の推進

2 人と環境にやさしい道路づくり

幹線道路である国道・道道の拡幅・改良などを積極的に要請するとともに、冬季間の交通確保に努めます。

- ① 国道・道道の整備要請
- ② 交通安全施設の整備
- ③ 除・排雪体制の充実

成果指標

●町道改良延長		把握方法等
現 状	 228 km	道路台帳
目 標	 235 km	
●町道舗装延長		把握方法等
現 状	 194 km	道路台帳
目 標	 200 km	
●道路整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 65%	アンケート調査
目 標	 70%	
●除・排雪に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 54%	アンケート調査
目 標	 70%	

■道路網の状況（令和2年4月1日 施設課資料）

（単位：km、％）

区分	路線数	総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
総 数	292	465.9	380.6	81.7	346.3	74.3
国 道	2	35.4	35.4	100.0	35.4	100.0
道 道	10	116.8	116.8	100.0	116.8	100.0
町 道	280	313.7	228.4	72.8	194.1	61.8

(2) 公共交通の整備

現状と課題

現在、私たちの日常生活は自家用車に大きく依存していますが、自動車を運転しない人にとって、公共交通機関は、生活に欠かせない重要な移動手段となっています。

本町では、JRのほか、これと連絡する町有バスやコミュニティバスなどが利用できます。

町有バスは、JR豊頃駅と大津市街間を1日4便、二宮間を1日1往復、ともに無料で平日のみ運行していますが、スクールバスとの混乗方式のため、学校の休業期間中は一部運休しています。

また、平成22年4月から運行しているコミュニティバスは、茂岩市街と豊頃市街を中心に、町有バス路線と一部重複しながら、1日7便無料運行しており、バス停以外でも運行路線上であれば、どこでも乗降ができるなど、利用者ニーズに応じた運行に心がけています。

更に、町内医療機関への通院などのため、患者輸送車を町内各方面へ無料運行しているほか、高齢者を対象にタクシーの利用助成を行っています。

今後は、運行数が不足している農村地区や大津市街、町内外への通院・通学などに対する利便性の向上と公共交通空白地域の解消を図り、「町民の足」としての整備と交通支援策を検討するなど、総合的かつ効果的な運行体制を構築するとともに、JRの維持と駅の存続を要請していく必要があります。

基本方針

町民の移動手段となるコミュニティバスや町有バス、患者輸送車などの運行体制を総合的に見直し、公共交通体系の整備・充実を図ります。

【関連する主な個別計画】

- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域強靱化計画

主要施策

1 公共交通の整備

町内及び地域間における移動手段の確保・円滑化を図り、町民生活の利便性の向上に努めます。

- ① 町内公共交通の整備・充実
- ② 停留所、待機場所の管理
- ③ 都市間における公共交通機関の確保

成果指標

●公共交通機関の利用に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	18%	アンケート調査
目 標	40%	
●町有バスの年間利用者数		把握方法等
現 状	1,100 人	実 績
目 標	1,500 人	
●コミュニティバスの年間利用者数		把握方法等
現 状	9,973 人	実 績
目 標	13,000 人	

■コミュニティバスの運行状況（住民課資料）

（単位：日、人、km）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
年間運行日数	243	243	243	243	241
年間乗車延人数	4,834	5,891	8,940	10,065	9,973
1日当り乗車人数	19.9	24.2	36.8	41.4	41.4
年間運行距離数	25,881	30,402	39,221	52,001	50,299
1日当り運行距離数	106.5	125.1	161.4	214.0	208.7

(3) 情報通信基盤の整備

現状と課題

近年の情報通信技術の飛躍的な発展は、住民生活や産業・経済活動など、社会の様々な分野に大きな変化をもたらし、更には、地域における情報化の推進状況の差が、地域文化や経済の発展に強く影響を及ぼすとまでいわれています。

今後のまちづくりにおいて、行政が迅速に質の高いサービスを提供するためには、各種情報化の推進は大変重要な施策といえます。

本町のブロードバンド^{※18}環境は、町内全域を光ファイバケーブル網により100%カバーしていますが、近年、スマート農業の普及などによる利用増加に伴い、設備不足が大きな課題となっているため、設備の増強など積極的に基盤整備を進める必要があります。

基本方針

町民生活の利便性の向上と地域産業の高度化・活性化を促進するため、光ファイバケーブルなどの高度情報通信基盤の整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

※18 高速・大容量の通信回線や通信方式。

主要施策

1 地域情報化の推進

町民生活の利便性の向上と産業・経済活動の活性化を図るため、情報通信基盤の整備、増強に努めます。

- ① 高度情報通信基盤の整備

2 行政情報化の推進

町民サービスの向上を図るため、行政手続きなどの電子化の拡充を推進します。



- ① 総合行政システムの更新
- ② 総合行政ネットワークの有効活用
- ③ 役場庁舎ネットワークの整備

3 安全・安心な情報化社会への対応

安全・安心な情報化社会を実現するため、情報セキュリティ^{※19}の強化に努めます。

- ① 行政における情報セキュリティの強化

成果指標

●情報通信網の整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 36%	アンケート調査
目 標	 90%	

※19 データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、必要な安全対策を行うこと。

3 安心して暮らせるまちづくり

(1) 河川の整備

現状と課題

河川は、治水・利水の能力だけでなく、多様な自然環境や水辺空間を生かした憩いの場、地域の文化を育む場としての役割を果たしています。

本町には、大小多くの河川や湖沼が点在し、その一部は暫定改修済みであるものの、ほとんどが未改修となっています。また、本町は1級河川十勝川の最下流域に位置し、河川勾配も緩やかであることから、大雨のたびに洪水による住宅浸水や農地冠水の被害を受けています。

近年、気候変動の影響による突発的な降雨や記録的大雨が頻発し、十勝川整備計画の見直しや、内水氾濫等の被害に備える内水排除施設の早急な整備が望まれるとともに、河畔林の適正な伐採による流下能力の向上や流木対策の実施など、資源・財産を守る河川整備を行う必要があります。

基本方針

人命や財産を浸水被害から守るため、河川整備を計画的に進め、国や北海道に対して早期整備を要請し、環境に配慮した安全・安心な災害に強い河川整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

■河川の状況（令和2年4月1日 施設課資料）

区分	河川延長 (km)	現況の区分 (km)			改修率 (%)	管理主体	河川本数
		改修済	暫定改修	未改修			
一級	141.3	61.9	59.5	19.9	85.9	国及び道	21
二級	40.6	9.3	4.9	26.4	35.0	道	2
準用	5.4	3.2	0	2.2	59.3	町	5
普通	324.2	0	55.9	268.3	17.2	町	140

主要施策

1 国・道管理河川の整備要請

国や北海道が管理する河川について、河道整備、整備計画の見直し、内水排除施設の設置を強く要請します。

① 国・道管理河川の整備要請

2 町管理河川の整備

町が管理する河川について、河川巡視により河岸や河床の状況把握に努め、河川の多面的機能が十分に発揮されるよう、河川整備を計画的に進めます。

① 町管理河川の整備

成果指標

●国管理河川における内水排除施設設置箇所数		把握方法等
現 状	—————▶ 9箇所	実 績
目 標	—————▶ 12箇所	

▲大雨で冠水したはるにれの木（平成28年8月十勝川左岸河川敷）



(2) 海岸の整備

現状と課題

本町は約 20 kmの海岸を有し、漁業基地である大津漁港、観光地で原生花園がある長節湖や湧洞湖に面し、海岸線では、夏はマリンレジャーやキャンプ、秋はサケ釣り、厳冬期にはジュエリーアイス鑑賞など、大勢の観光客が訪れることから、来訪者に対するマナーの啓発やごみ処理などの環境整備が課題となっています。

また、大雨のたびに十勝川から大量の流木が海岸に漂着するため、上流河川の整備を関係機関へ要請しています。

更に、本町は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、海岸に面する大津市街地は津波等の危険区域にあるため、築山や国道 336 号沿いの避難場所を整備していますが、避難路や防潮堤の再整備、海岸線の浸食防止対策等が重要課題となっています。

基本方針

町民の生命と財産を災害から守る海岸の早期整備を、国や北海道に要請するとともに、快適な町民生活のため、海岸の環境整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

主要施策

1	海岸の災害防止対策の要請
	<p>大津地区を災害から守るため、海岸の整備を国や北海道に要請します。</p> <p>① 海岸浸食防止対策の要請</p> <p>② 防潮堤再整備の早期完成要請</p> <p>③ 河口堤防の耐震化と避難経路の早期完成要請</p>
2	環境整備の推進
	<p>漂着流木の処理やごみの不法投棄対策など、海岸の環境整備を推進します。</p> <p>① 漂着流木等処理対策の推進</p> <p>② マリンレジャー、サケ釣り等のマナーの啓発及び環境整備</p> <p>③ ごみの不法投棄防止対策の推進</p>

成果指標

●防災対策に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	35%	アンケート調査
目 標	50%	
●自然環境やごみの不法投棄に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	41%	アンケート調査
目 標	60%	

(3) 治山対策の推進

現状と課題

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、快適環境の形成などの役割に加え、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて住民生活や経済活動に大きく貢献しています。

本町は、総面積の約6割が森林であり、豊かな自然に恵まれる一方で、丘陵地が占める割合が多く、脆弱な地質を有し、地震や大雨等による被害を受けやすい条件にあります。更に近年は、これまでの観測記録を上回るような豪雨が頻発するようになり、地すべりなどの山地災害が懸念されます。

基本方針

町民の生命と財産を守るため、森林の有する国土の保全機能の発揮を図るとともに、地すべり危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流などの予想箇所について、砂防関係施設の整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

主要施策**1 治山対策の推進**

地すべりなどの山地災害を防止し、町民の生命と財産を守るため、治山事業を推進します。また、森林を保全するため、保安林機能の維持増進を図ります。

- ① 治山事業の要請
- ② 小規模治山事業の推進
- ③ 保安林整備事業の推進
- ④ 防災林造成事業の要請

▲小規模治山事業により整備されたえる夢館北側の傾斜地（平成27年度実施）

(4) 消防・救急体制の充実

現状と課題

近年、災害や事故の複雑化、住民ニーズの多様化等により、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

市民の生命、身体及び財産を守るという責務を十分に果たしていくためには、風水害や地震等の大規模自然災害に即時対応でき得る、十勝全体での消防体制が必要となり、平成27年度に十勝圏域における消防行政の円滑な運営と消防活動を確保することを目的に、とかち広域消防事務組合が設立されました。

消防団は、本町における火災の消火活動のほか、火災予防の啓発活動など、地域に密着した多様な活動を行うため、本町の現状に応じた新たな組織体制を検討するとともに、限られた人員のもと団員の資質向上と消防機械器具等の有効活用を図るなど、消防体制の充実に努めていく必要があります。

基本方針

大規模・特殊災害への対応能力の強化や救急業務の高度化に向け、教育訓練による消防職員個々のレベルアップを図るとともに、災害発生時の活動拠点となる消防庁舎の整備や防火水槽の耐震化整備を図ります。

【関連する主な個別計画】

●地域防災計画 ●水防計画 ●国民保護計画 ●地域強靱化計画

■火災の発生と救急出動状況（豊頃消防署資料）

（単位：件、人）

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
火災の状況	発生件数	9	2	11	5	6
	建物	5	2	3	2	1
	山林	-	-	-	-	-
	その他	4	-	8	3	5
	損害額（千円）	24,037	1,576	5,817	2,225	5,731
救急出動	出動回数	151	141	145	149	137
	急病	106	103	90	105	92
	交通事故	8	8	9	8	4
	一般負傷	22	16	27	18	24
	その他	15	14	19	18	17

主要施策

1	消防体制の充実
<p>消防署、消防団の消防力の充実を図り、近年の大規模自然災害に対応でき得る組織の確立に努めます。</p> <p>① 消防職員の確保及び技術の向上 ② 消防団の組織編成の強化</p>	
2	救急体制の充実
<p>救急隊員の資質向上に努めるとともに、町民に対し、救命率の向上に最も重要とされる応急手当の知識、技術についての講習を重点として実施します。</p> <p>① 救急隊の訓練の促進 ② 救急業務の高度化に伴う救急救命士の確保 ③ 救急救命士の技術の向上 ④ 高規格救急自動車の更新 ⑤ 応急手当の知識と技術の普及</p>	
3	消防設備などの整備
<p>耐用年数を考慮した計画的な更新に努めるとともに、建物、防火水槽等については、耐震化構造への更新を図ります。</p> <p>① 消防車両、消防資機材の更新 ② デジタル無線の移設、更新 ③ 消防水利の更新 ④ 消防庁舎等の改修</p>	
4	防火査察の強化及び防火意識の高揚
<p>消防団による地域に密着した防火意識の啓発と、消防署による企業や施設の防火査察の強化を推進します。</p> <p>① 予防活動の強化 ② 広報活動の充実</p>	

成果指標

●消防・救急体制に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	58%	アンケート調査
目 標	70%	
●普通救命講習及び応急手当講習等の参加者数		把握方法等
現 状	5%	実 績
目 標	10%	

(5) 防災体制の充実

現状と課題

本町は、開拓当時から洪水、地震、高波などの大規模な自然災害に見舞われているため、避難施設の整備、堤防・避難路の整備・補修などの対策を進めていますが、人口減少や高齢化の進行により、地域における防災力の低下が懸念されることから、町内各地域における自主防災組織の設立、避難行動要援護者への配慮が大きな課題となっています。

また、Jアラート^{※20}や北海道防災システムなどの防災関連システムに接続し、町民に対する情報提供体制の確立に努めていますが、迅速、的確に災害情報を伝えるために防災行政無線を中心とした伝達手段の多重化・多様化を図ることが必要です。

更に、激甚化・頻発化する気象災害や新型コロナウイルス感染症など、従来では想定し得なかった事象にも対処できるよう、関係機関と一体となった危機管理体制の構築が求められています。

基本方針

災害から町民の生命と財産を守るため、災害の予防に努めるとともに、各種防災情報システムなどの情報伝達網の整備を進め、自主防災体制の強化や防災知識の普及を図り、町民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進します。



【関連する主な個別計画】 ●地域防災計画 ●水防計画 ●国民保護計画
●地域強靱化計画 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

^{※20} 全国瞬時警報システム。人工衛星と市町村の防災無線等を利用して住民に緊急情報を伝える仕組み。

主要施策

1	防災計画の策定
	<p>防災計画の見直しを行い、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>① 防災会議の開催</p> <p>② 危険地域の把握</p> <p>③ 避難行動要援護者の避難支援計画等の個別計画の策定</p>
2	防災体制の確立
	<p>町民と行政が一体となった防災体制の確立に努めます。</p> <p>① 自主防災組織の設立促進</p> <p>② 防災・避難施設、設備などの整備</p> <p>③ 災害用備蓄品の確保</p>
3	防災システムの整備
	<p>各種防災システムの導入を推進します。</p> <p>① 各種防災情報システムの導入</p>
4	防災意識の向上
	<p>避難訓練の実施や広報活動により町民の防災意識の向上を図ります。</p> <p>① 防災訓練の実施</p> <p>② 防災資料の作成・公表</p>

成果指標

●防災対策に関する町民の満足度（再掲）		把握方法等
現 状	 35%	アンケート調査
目 標	 50%	

(6) 交通安全の推進

現状と課題

我が国の自動車保有状況は、1世帯当たり1.4台となっていますが、若年層や高齢者による交通事故が増加傾向にあり、その対策が緊急の課題となっています。

本町における交通事故発生状況は、過去3年間で20件、死傷者27名（うち死者1名）となっており、発生件数、死傷者ともに年々減少傾向にあります。

交通安全対策として、交通安全施設などの設置や町内パトロールの実施のほか、交通安全指導員による街頭指導や、生活安全推進協議会を中心とした交通安全運動の推進により、町民の意識高揚に努めていますが、交通安全対策の原点となる事故原因などの調査と分析を今後一層充実し、地域に根ざした交通安全活動をより活発に展開する必要があります。

町民一人ひとりが、「自らの安全は自ら守る」という意識を持ち、地域住民が連携・協力した取組みが必要となっています。

基本方針

町民一人ひとりが車社会の一員としての責任を自覚し、自らの安全を自ら守ることができるよう、事故防止に向けた啓発活動、町民総ぐるみの交通安全運動を推進するとともに、子どもや高齢者などの交通弱者の立場に立った各種交通安全環境の改善に努めます。

【関連する主な個別計画】 ●交通安全計画 ●地域強靱化計画

■自動車保有台数の状況（各年3月末／自動車統計 単位：台）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数	4,437	4,464	4,494	4,520	4,516
貨物用	898	917	929	935	954
乗合用	19	19	18	17	15
乗用車	1,903	1,889	1,880	1,859	1,822
特殊用途	346	358	370	388	396
小型二輪車	43	49	49	48	47
軽自動車	1,228	1,232	1,248	1,273	1,282

主要施策

1 交通安全意識の高揚

小学生や保育所児童、高齢者を対象とした交通安全教室・講習会を継続的に実施し、交通安全意識の高揚を図ります。



- ① 交通安全指導員の確保
- ② 交通安全教室の開催
- ③ 広報紙などによる啓発
- ④ 町民参加型啓発運動の実施

2 交通安全環境の整備

歩行者や自転車などの安全を確保するため、危険箇所の再点検を行い、交通安全施設の設置・改修等を進めます。

- ① 交通安全施設の設置・改修
- ② 歩行者・車両通行にやさしい道路環境の整備

成果指標

●交通安全・防犯対策に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 47%	アンケート調査
目 標	 60%	

▲小・中学生や生活安全推進協議会などによる「旗の波作戦」(国道38号にて)



(7) 防犯対策の充実

現状と課題

犯罪からの安全の確保は、安心して生活する上で欠かせない重要な条件の一つですが、近年、情報の氾濫や地域における隣人関係の希薄化などにより、犯罪の抑止機能が低下傾向にあります。

全国的に身近な生活の場での凶悪犯罪が後を絶ちませんが、本町における犯罪発生件数は年々減少傾向にあります。しかし、最近では、電話による特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪など、高齢者や女性、子どもが被害者となる事例が増えてきています。

これまで、町内の安全性を高めるため、生活安全推進協議会を中心に防犯診断や防犯パトロールの実施など、地域や関係機関との協力により防犯対策に努めてきましたが、今後も、社会情勢の変化、地域連帯感の希薄化が進む中、犯罪を未然に防ぐため、関係機関や地域住民が一体となって防犯活動の強化を図り、防犯意識の高揚、防犯設備の充実を図っていく必要があります。

基本方針

生活安全推進協議会を中心に、池田警察署や教育現場、地域との連携を充実させ、防犯意識の啓発を行うとともに、高齢者には自宅訪問を行い、電話録音装置の貸し出しや防犯資材、啓発チラシの配布を行い、防犯意識を高めていきます。

主要施策

1 防犯意識の啓発

防犯情報の迅速な共有化を図るため、関係機関との連携強化を図るとともに、町民の防犯意識の高揚と犯罪などの未然防止に努めます。

- ① 防犯体制の充実
- ② 防犯意識の啓発

成果指標

●交通安全・防犯対策に関する町民の満足度（再掲）		把握方法等
現 状	➡ 47%	アンケート調査
目 標	➡ 60%	

▲生活安全推進協議会と池田警察署による高齢者家庭訪問



4 快適で美しい環境のまちづくり

(1) 住宅・宅地の整備

現状と課題

現在、本町の町営住宅入居率は9割を超え、アンケート調査でも、今後も町営住宅に住み続けたいという回答が83.5%と高い割合を占めています。

現在の町営住宅は、昭和40年から50年代に建築されたものが多く、耐用年数を超過している住宅が全体の4割を超え、耐用年数の1/2を超過している住宅を合わせると6割を超えています。

今後は、町内の人口・世帯数を考慮しながら、老朽化した住宅の建替えや改善・補修を行うことが必要ですが、近年、建設が続いている民間賃貸住宅等の供給数の推移を考慮しながら住宅整備を図っていくことが必要となっています。

基本方針

快適で美しい環境のまちづくりを推進するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改善等を行い、有効活用を図ります。

また、建替えが必要となった住宅は、バリアフリー住宅を建設し、子育て世代から高齢者まで、誰もが住みやすい住宅の整備を図ります。

【関連する主な個別計画】 ●公営住宅等長寿命化計画
●まち・ひと・しごと創生総合戦略 ●地域強靱化計画

■公営住宅の現況（施設課資料 令和2年4月1日）

区分	建築戸数（戸）	建築面積（㎡）	入居戸数（戸）	入居者数（人）	入居率（％）
茂岩	118	6,784.5	106	180	89.8
中央区	120	8,033.4	110	253	91.7
豊頃	33	1,592.1	27	38	81.8
十弗	9	506.3	5	8	55.6
大津	15	992.9	13	22	86.7
その他	8	557.3	6	18	75.0
計	303	18,466.5	267	519	88.1





主要施策

1 町営住宅の整備

快適な居住環境を備えた町営住宅への更新を進めます。

- ① 公営住宅等長寿命化計画に基づく老朽化した町営住宅の改善等
- ② 町営住宅の建替え

成果指標

●町営住宅の建て替え戸数		把握方法等
茂岩末広町団地	 20戸	実績
豊頃南町A団地	 3戸	
●町営住宅整備に関する町民の満足度		把握方法等
現状	 49%	アンケート調査
目標	 55%	

■住宅の種類別世帯数等の推移（国勢調査）

（単位：世帯、％）

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
普通世帯	1,392	100.0	1,365	100.0	1,321	100.0
主世帯	1,381	99.2	1,352	99.0	1,315	99.5
持ち家	966	69.4	940	68.8	900	68.1
公営住宅等	273	19.6	263	19.3	259	19.6
民営借家	55	4.0	45	3.3	80	6.1
給与住宅	87	6.1	104	7.6	76	5.7
間借り	11	0.8	13	1.0	6	0.5

(2) 水道の充実

現状と課題

本町の水道は、茂岩・二宮の2箇所の簡易水道を平成21年に統合した茂岩簡易水道と、一部幕別町、浦幌町からの給水により、町内全域に供給できる体制にあり、令和2年3月末の給水人口は、2,847人、普及率は95%となっています。

茂岩・二宮浄水場については、施設改良を随時行い、良好な水道水を安定的に供給していますが、両水源とも河川の表流水を取水しているため、降雨時には原水が濁ることから、慎重な対応が必要となっています。

各施設は、国営及び道営事業で整備されたものを簡易水道事業で引き継いでいる部分も多く、設置後長年経過しているため、平成29年度から、基幹的施設改良事業により、計画的に配水管路、電気・機械設備の更新を行っていますが、今後も計画的に整備を継続するとともに、公営企業会計への移行を検討する必要があります。

基本方針

水道施設の整備充実と質的向上を図るとともに、水道事業の効率化を進め、安定した水道水の供給と健全な経営を目指します。

【関連する主な個別計画】 ●簡易水道事業経営戦略 ●地域強靱化計画

■簡易水道給水状況（施設課資料）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給水人口（人）	2,984	2,939	2,902	2,873	2,847
給水量（m ³ ）	709,360	706,369	695,078	721,035	778,441

主要施策

1 水道施設の整備充実

水道施設の老朽化に伴い、緊急度の高い施設から計画的に整備することにより、安全で安定した水道水の供給を図ります。

- ① 水道施設の計画的な整備
- ② 水道メーター器の定期更新

成果指標

●水道施設の整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	→ 74%	アンケート調査
目 標	→ 90%	

▲二宮水源地



(3) 下水道の充実

現状と課題

本町の下水道区域は、大津処理区 35.4ha、茂岩処理区 104.6ha で、1 日当たりの汚水処理量は、大津処理区 90 m³、茂岩処理区 550 m³であり、処理区内の約 9 割の世帯が排水施設を設置していますが、未設置世帯の多くは高齢者世帯のため、普及が伸び悩んでいる状況にあります。

下水道区域以外の水洗化は、農村部を中心に合併処理浄化槽の設置に対する助成により、約 6 割の整備が進んでおり、下水道と浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は 86%となっています。

また、本町の下水処理場は設置から 26 年が経過しているため、平成 27 年度から長寿命化計画により設備の更新を行っていますが、今後は、ストックマネージメント^{※21}計画に沿って施設の計画的な改修・更新及び耐震化対策を推進するとともに、使用料の適正化、事業の効率化、公営企業会計への移行などにより、経営の健全化を図っていく必要があります。

基本方針

安全・安心・快適な生活環境を実現するため、生活排水処理基本計画に基づき、計画的な汚水処理を推進するとともに、老朽施設の機能の保全・向上のため、下水道ストックマネージメント計画に沿って適正な維持管理を進めます。

【関連する主な個別計画】

- 下水道事業経営戦略
- 生活排水処理基本計画
- 地域強靱化計画

^{※21} 持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

主要施策

1 下水道施設の整備充実

老朽化施設の機能の保全・向上のため、地域の特性や費用対効果を踏まえ、適切な維持管理と計画的な改修・更新を図ります。



- ① 下水道ストックマネジメント計画の策定
- ② 下水処理施設の改修・更新

2 地域衛生環境対策の推進

下水道区域以外の汚水処理のため、合併処理浄化槽設置に対し助成を行います。

- ① 合併処理浄化槽設置に対する助成

成果指標

●生活排水処理率（汚水処理人口普及率）		把握方法等
現 状	 86%	アンケート調査
目 標	 90%	

■公共下水道及び合併浄化槽設置状況（施設課資料）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
茂岩処理区	排水区域内人口（人）	1,687	1,692	1,694	1,700	1,691
	水洗化人口（人）	1,552	1,547	1,512	1,590	1,549
	年間処理水量（m ³ ）	189,150	206,954	196,162	201,590	189,115
	水洗化率（%）	92.0	91.4	89.3	93.5	91.6
大津処理区	排水区域内人口（人）	273	251	245	242	234
	水洗化人口（人）	204	198	207	193	188
	年間処理水量（m ³ ）	26,240	32,420	27,614	29,690	29,512
	水洗化率（%）	74.7	78.9	85.0	78.1	80.3
合併浄化槽設置状況	5 人 槽		3	2	1	3
	6 人 槽					
	7 人 槽	1	3	3	2	2
	8 人 槽					
	10 人 槽	1	1	1	1	1
	計	2	7	6	4	6

(4) ごみの収集・処理

現状と課題

本町では、分別収集の徹底により3R^{※22}を推進し、一般廃棄物の家庭系ごみは、十勝圏複合事務組合において広域処理を行うとともに、事業系ごみは、専門業者が回収・処理していますが、近年、町道や道道、海岸線での不法投棄が増加しており、地域住民や生活安全推進協議会、関係団体の協力により、その防止を図っています。

また、地球温暖化や森林破壊など、地球規模での環境問題への意識の高まりを背景に、省資源、省エネルギーの推進が求められており、今後も限りある資源の有効活用、循環型社会の形成に向け、町民・事業者・行政が連携し、3Rの推進に積極的に取り組んでいく必要があります。

基本方針

十勝圏複合事務組合による広域的なごみ処理体制の維持・充実を図るとともに、3Rの推進に努めます。

【関連する主な個別計画】

- 一般廃棄物処理基本計画
- 分別収集計画
- 地域強靱化計画

■家庭系ごみの排出量の推移(住民課資料)

(単位：t)





区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
可 燃 ご み	345	326	346	349	346
不 燃 ご み	152	151	149	173	156
資 源 ご み	222	233	229	221	209
紙 類	57	62	64	65	62
紙製容器包装	27	28	26	25	22
ガ ラ ス 類	33	33	32	31	30
ペ ッ ト ボ ト ル	16	17	17	18	17
プ ラ ス チ ッ ク 類	68	72	67	60	58
そ の 他	21	21	23	22	20
粗 大 ご み	18	18	16	19	18

※22 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）。

主要施策

1	ごみの収集・処理体制の充実
<p>ごみ収集の円滑化及び効率化を図るため、収集・処理体制の充実に努めます。</p> <p>① ごみ収集・処理体制の充実 ② ごみの分別収集の徹底 ③ 不法投棄の防止</p>	
2	循環型社会の形成
<p>町民・事業者・行政が一体となって3Rを推進し、資源循環型のまちづくりを進めます。</p> <p>① ごみの発生抑制及び減量化の推進 ② 資源の再使用及び再生使用の推進</p>	
3	産業廃棄物の処理
<p>産業廃棄物の適正処理の徹底に努めます。</p> <p>① 産業廃棄物の自己処理原則の徹底 ② 監視及び指導の強化</p>	

成果指標

●家庭系ごみの排出量		把握方法等
現 状	 700 t	実 績
目 標	 650 t	
●家庭系ごみ処理に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 69%	アンケート調査
目 標	 75%	

(5) し尿の収集・処理

現状と課題

家庭などから排出されるし尿は、許可業者により収集・運搬され、処理については、平成15年度から十勝環境複合事務組合（現十勝圏複合事務組合に統合）の中島処理場で行われていましたが、同施設の廃止に伴い、平成30年4月からは十勝川流域下水浄化センターで処理されています。

今後も、広域的な連携のもと、し尿の収集・処理体制の維持・充実に努める必要があります。

基本方針

十勝圏複合事務組合によるし尿の適正処理と施設の適正な維持管理に努めます。

【関連する主な個別計画】 ●生活排水処理基本計画 ●地域強靱化計画

主要施策

1 し尿の収集・処理体制の充実

許可業者による適正な収集・運搬に努めるとともに、十勝圏複合事務組合による処理体制の充実に努めます。

- ① し尿収集体制の充実
- ② し尿処理体制の充実

(6) 葬斎場・墓地の整備

現状と課題

本町の葬斎場は、施設の老朽化に伴い、平成28年11月に改築、供用を開始し、災害等の非常時にも対応できるよう耐震強度を保った構造となっているほか、バリアフリー化が図られ、無煙、無臭の周辺環境に配慮した施設となっています。

町営の共同墓地は、霊園化を図るため、周辺環境に配慮しながら整備を行っており、今後、貸出可能な区画が80区画以上あるため、新たな造成は必要がない状況となっていますが、町民のニーズに応じた整備を計画的に進める必要があります。

基本方針

施設の維持管理と長期的展望に立った墓地の管理・運営に努めます。

主要施策

1 葬斎場・墓地の整備

葬斎場及び墓地の適正な維持管理と周辺の環境整備に努めます。

- ① 葬斎場の適正な管理・運営
- ② 墓地の適正な管理・運営
- ③ 葬斎場・墓地周辺の環境整備

(7) 公害の防止

現状と課題

本町では、大きな環境破壊となるような公害は発生していませんが、日常生活に伴う自動車の排気ガスや近隣騒音、生活排水による水質汚濁などの生活型公害が一部の地域で発生しています。

また、テレビ・冷蔵庫などの家電や粗大ごみの不法投棄、道路、河川などへのポイ捨ての増加などにより、身の回りの生活環境が悪化しつつあります。

こうした中、行政区や婦人会等諸団体のボランティアにより、沿道の清掃などの環境美化活動が行われていますが、今後は、町民一人ひとりの環境保全意識の高揚と実践活動の促進に努めるとともに、快適な生活環境づくりに向け、地域住民や事業者、行政が一体となり、地域の環境保全により一層努める必要があります。

基本方針

水質汚濁、不法投棄、ポイ捨てなどの防止に努め、将来にわたって美しい自然にあふれ、公害のない地域環境の保全に努めます。

主要施策

1 公害の防止

地域環境の保全を図るため、水質汚濁をはじめとする公害の防止に努めます。

- ① 公害の未然防止
- ② 公害防止意識の高揚

2 公害発生施設への対応等

公害発生施設に対する改善指導を行うとともに、苦情・紛争の適正処理に努めます。

- ① 公害発生施設への指導の推進
- ② 苦情・紛争の適正処理

(8) 環境保全・エネルギー対策の推進

現状と課題

近年、地球温暖化が更に深刻化し、自然生態系の崩壊や異常気象の発生など、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼしています。こうした中、太陽光やバイオマスなどの環境への負荷が少ないエネルギーが注目されています。

本町においても、再生可能エネルギーの導入や地球規模の環境問題への取り組みが求められており、地域活性化や産業振興に結び付けながら検討していく必要があります。

基本方針

環境保全に対する啓発や再生可能エネルギーの導入などにより、環境にやさしいまちづくりを推進します。

主要施策

1 環境にやさしいライフスタイルの推進

広報による啓発活動や各種機会を通じ、町民の環境保全意識の高揚を図り、環境保全に関する各種の実践活動を促進します。

① 環境保全意識の啓発

2 再生可能エネルギーの調査・研究及び導入

再生可能エネルギーの調査・研究を行うとともに、導入に向けた取組みを進めます。



① 再生可能エネルギーの調査・研究

② 再生可能エネルギーの公共施設等への率先的導入

③ 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に関する支援

④ 地域活性化のための再生可能エネルギーの導入

成果指標

●環境に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 41%	アンケート調査
目 標	 60%	

5 自然を生かした公園の整備と景観の形成

(1) 公園緑地の整備

現状と課題

公園緑地は、住民の生活に身近な交流の場、憩いの場の創出、子どもの遊び場の確保、災害時の避難場所の確保など、多様な機能を持つ重要な施設です。

本町の公園施設は、自然体験型として、茂岩山自然公園、佐々田沼公園の2箇所が整備されており、主にパークゴルフやキャンプに利用されています。

児童公園は、茂岩末広町、中央新町、大津寿町に整備し、幼児、児童などの遊び場として利用され、安全・安心に利用できる環境づくりに努めています。また、茂岩市街には、夏は滝が流れ、冬はイルミネーションに彩られるポケットパークを整備し、町民の憩いの場として利用されています。

今後は、利用者のニーズや遊具の老朽化の状況などを把握しながら、安全・安心に利用できる公園環境づくりを進める必要があります。

基本方針

利用者のニーズを把握しながら、子どもや高齢者が安心して利用できる交流・憩いの場としての環境づくりを進めます。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

主要施策

1 都市公園の整備

利用者が安全・安心に利用できるよう、適正な維持管理に努めます。

- ① 公園施設の適正な維持管理

2 児童公園の整備

町民ニーズを的確に把握しながら整備を進めるとともに、利用者マナーの向上に努めます。

- ① 町民ニーズを踏まえた施設の充実
- ② 設置者と利用者における安全認識の共有
- ③ 遊具の老朽化対策の実施
- ④ 利用者マナーの向上に向けた啓発

成果指標

●公園整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	→ 30%	アンケート調査
目 標	→ 50%	

▲ポケットパークで遊ぶ子どもたち



(2) 景観整備・景観保全の推進

現状と課題

本町は、十勝川をはじめ多くの河川が流れ、潤い豊かな水辺空間に恵まれるとともに、これらの河川流域を中心とする平坦地には、美しくのどかな農村空間が広がり、水と緑の豊かな自然景観を誇っています。

本町では、この豊かな自然景観を、町民と一体となって守り育ててきたほか、町民の環境美化運動の促進、景観に配慮したまちづくりなど、景観保全に関する取組みを進めてきました。

今後も、豊かな自然景観の保全をはじめ、良好な景観づくりを町民との協働のもとに推進し、美しく潤いのあるまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

景観形成に関する指針づくりを進めるとともに、美しい景観づくりに向けた施策を町民と一体となって進めます。

主要施策

1 景観整備の推進

景観形成に関する指針を策定し、景観整備を推進します。





- ① 景観形成に関する指針の策定
- ② 景観整備及び環境美化活動に対する支援
- ③ 空き地、空き家対策の推進

2 公衆トイレの適正管理

公衆トイレの適正な維持管理に努めます。

- ① 公衆トイレの適正管理

成果指標

●協働の町づくり地域提案支援事業利用事業数・金額		把握方法等
現 状	 39件 293万円	実 績
目 標	 42件 300万円	
●景観整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 30%	アンケート調査
目 標	 50%	

▲豊頃大橋上空から十勝川下流をのぞむ



6 定住・移住促進対策の推進

(1) 定住・移住環境の整備

現状と課題

本町は、少子高齢化の急速な進行や若者の流出等に伴い、毎年人口が減り続け、国立社会保障・人口問題研究所が発表した資料によると、令和22年(2040年)には1,748人、令和42年(2060年)には1,012人にまで減少すると推計されています。

人口減少に歯止めをかけるためには、町外への人口流出を減らすことはもとより、U・J・Iターン^{※23}者等の移住を促進する必要があり、新規起業の支援や雇用の場の確保、移住者に対する地域の支援など、受入体制の整備も課題となっています。

また、定住・移住者を増やすためには、誰もが住み続けたいと思えるようなまちづくりを総合的に進める必要があります。

基本方針

町民の定住と町外からの移住を促すため、地域住民と事業者、行政が連携して受入体制の整備を進め、定住・移住環境の充実を図るとともに、効果的な移住情報の発信に努めます。

【関連する主な個別計画】 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

^{※23} Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと。

主要施策

1 定住・移住環境の整備

住んでみたい、住み続けたいと思う環境の整備に努めます。

- ① 雇用の創出と就労支援
- ② 快適な居住環境の整備
- ③ 移住希望者に対する相談・受入体制の整備
- ④ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

2 定住・移住促進に向けた情報発信

本町の日常や、町内に住む人同士のつながり、暮らしの様子をホームページやSNSを利用し、情報発信します。





- ① 定住・移住促進に関する情報の発信

3 子どもが戻ってきたいと思える環境づくり

進学を機に本町から離れていった子どもたちが、将来、本町に戻って来たいと思える環境を整備します。

- ① 郷土愛の醸成
- ② 子どもがまちづくりに参加する仕組みづくり
- ③ Uターンに関する制度の創設

成果指標

●転出者の抑制（5年間累計）		把握方法等
現 状	 131人	住民基本台帳
目 標	 100人	
●豊頃町に住みたいと思う子ども（中学生）の割合		把握方法等
現 状	 39%	アンケート調査
目 標	 50%	

第2章 豊かな資源を生かしたまちづくり

1 活力に満ちた持続可能な農業の推進

(1) 農業経営基盤の整備・充実

現状と課題

本町は、十勝川の最下流に位置し、十勝川に沿って拓けた泥炭地帯で、河川勾配が緩やかなことから地下水位が高く、農地の排水性が悪いため湿害等の被害が生じてきました。このため、国営・道営等の事業により、農業基盤整備を進め優良農地の確保に努めてきました。

また、農業機械の大型化や泥炭土壌に起因する特殊事情により、整備された暗渠排水の機能が低下し、異常気象等の影響により農地の過湿被害が生じています。明渠排水については、排水機能が適正に維持されるよう地域全体としての管理体制を整備するとともに、幹線明渠排水は、特に支線明渠排水の機能保全を図る上でも、町が計画的に管理していく必要があります。

更に、農業経営の安定を図るためには、農地の面的集積が重要であり、農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保と有効利用を促進する必要があります。

基本方針

安定した農業生産のため、道営等の各種土地改良事業を計画的に推進し、継続的な農業生産基盤の整備を行うとともに、帯広開発建設部（事業主体）との連携事業である河川泥炭土の圃場投入の継続を図り、土壌改良や起伏修整等の農地改良を推進し優良農地の確保を図ります。



【関連する主な個別計画】

- 農業振興地域整備計画
- 農業経営基盤強化促進構想
- 人・農地プラン
- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域強靱化計画

主要施策

1	土地基盤の整備
優良農地の保全のため、土地改良事業を計画的に推進します。	
① 道営事業（土地基盤整備）の計画的な実施	
② 緊急農地基盤整備事業の実施	
2	農業排水の整備
明渠排水の整備、維持管理の強化により、優良農地の保全に努めます。	
① 明渠補修等の町単独事業の実施	
② 幹線明渠排水の適正管理	
3	農道の整備と維持管理
農道の整備と維持管理を推進します。	
① 農道路盤整正等の町単独事業の実施	
4	農地の計画的な利用集積
農地の流動化対策を進め、効率的かつ安定的な農業経営を促進します。	
① 認定農業者への農地流動化の促進	
② 農地中間管理機構による農用地の確保及び調整対策の推進	
③ 農業経営基盤強化促進基本構想に基づく利用権設定等促進事業の推進	
④ 耕作放棄地対策の推進	

成果指標

●農地の集積・集約面積（人・農地プラン）		把握方法等
現 状	 9,255 ha	実 績
目 標	 9,884 ha	

■耕地面積及び規模別農家数の推移（各年度末／産業課資料）

区 分	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 元 年度	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
耕 地 面 積 (ha, %)	10,639	100	10,951	100	11,486	100
畑 (ha, %)	6,143	58	6,708	61	7,292	63
牧 草 畑 (ha, %)	4,496	42	4,243	39	4,194	37
1 戸 当 り 耕 地 面 積 (a)	4,508	—	5,141	—	6,489	—
農 家 戸 数 (戸)	236	—	213	—	177	—

(2) 畑作の振興

現状と課題

世界の農業情勢は、特定の国や地域間同士で貿易等のルールを取り決める動きが活発化し、我が国においても平成30年にTPP11、平成31年に日EU・EPA^{※24}、令和2年に日米貿易協定がそれぞれ発効され、関税削減等による様々な影響が生じていますが、国の施策などによる生産基盤の整備や多様な担い手の育成・確保、スマート農業^{※25}の推進、輸出の拡大など、農業の生産力と競争力の一層の強化に向けた取組みが必要となっています。

本町の農作物は、規模拡大や労働力不足から過作傾向にある作物もあり、新たな作物の導入を含め、個々の耕作面積に適した輪作体系の確立が必要となっています。

また、更なる経営規模の拡大が予想されることから、コントラクター事業を含めた機械の共同利用の推進と従業員の確保が求められるほか、地力の維持・増進を目的とした土づくりやエゾシカによる畑作物被害対策についても有効な方策を検討していく必要があります。

基本方針

計画的な作付体系の確立を促し、土づくりを基本とした国際情勢に対応し得る足腰の強い畑作農業を促進します。

【関連する主な個別計画】 ●農業振興地域整備計画
●農業経営基盤強化促進構想 ●鳥獣被害防止計画 ●地域強靱化計画

^{※24} 日本と欧州連合（EU）の間の経済連携協定（EPA）。これにより多くの輸入品・輸出品の関税が引き下げ、または撤廃されることとなった。

^{※25} ロボット技術やICTを活用し、省力化・精密化や高品質生産等を実現することを推進している新たな農業のこと。

主要施策

1	良質な土づくりの促進
	有機物施用による土づくりと土壌診断の活用を促進し、地力の維持・増進を図ります。 ① 土壌診断の積極的な活用促進 ② 堆肥の活用促進
2	農業用機械・施設の整備促進
	高性能農業用機械や施設の導入を促進します。 ① 農業用機械・施設の整備促進
3	労働力確保対策の促進
	農作業受委託体制の整備促進等により、労働力不足の解消を図ります。 ① 農作業受委託体制の整備促進
4	農作物被害防止対策の促進
	猟友会との連携強化により有害鳥獣対策を促進します。 ① 鳥獣被害防止対策の促進 ② 猟友会との連携強化

■畑作物算出額の推移（十勝の農業）

（単位：千万円）

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
算 出 額		389	358	270	395	317
耕地	小 麦	95	31	14	30	29
	いも類	81	127	126	155	104
	甜 菜	64	55	31	52	45
	豆 類	85	94	49	108	105
	野菜他	64	51	50	50	34

(3) 畜産の振興

現状と課題

本町の酪農は、最近 10 年間で乳牛の飼養頭数が約 13%増加し、かつ一頭当たりの生産量も増加しているため、令和元年度の乳出荷量は 6.9 万 t に増加していますが、規模拡大に向けた各農家の飼養体制の整備が急務となっており、牛舎等の施設整備、良質な粗飼料の確保、受精卵移植など優れた牛群の育成・確保・能力検査の推進、乳牛資質の改良のほか、労働力軽減のための公共育成牧場や酪農ヘルパー、コントラクターの利用増進、更には哺育・育成部門の分業化を促進していく必要があります。

黒毛和種の繁殖経営は、道外主産地からの優良繁殖素牛導入や受精卵移植などの活用で、優良雄牛の保留に努めるなど、高齢母体の更新と飼養管理技術の向上を促し、上場牛の均一化と肉牛農家の連携による地域ブランドの確立を進めていく必要があります。

基本方針

家畜の飼養管理支援体制を確立・強化し、畜産経営の維持・発展を促します。

【関連する主な個別計画】 ●酪農・肉用牛生産近代化計画
●農業振興地域整備計画 ●農業経営基盤強化促進構想 ●地域強靱化計画

■畜産物生産の推移（産業課資料）

（単位：頭、t、百万円）

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	頭数	生産量	生産額	頭数	生産量	生産額	頭数	生産量	生産額
乳用牛	11,606	66,062	5,503	11,806	66,456	5,593	12,147	68,960	5,898
肉用牛	1,381	-	592	1,514	-	598	1,866	-	534
計	12,987	66,062	6,095	13,320	66,456	6,191	14,013	68,960	6,432

主要施策

1 酪農経営の改善に向けた支援

経営規模に応じた施設整備と作業体系のシステム化など、酪農経営の改善に向けた支援を充実します。

- ① 畜舎等施設の整備促進による経営合理化と管理能力の向上
- ② 優良牛の確保促進
- ③ 労働力の軽減及び分業化の促進
- ④ 飼料管理の改善の促進
- ⑤ 家畜飼養用水助成等の町単独事業の推進

2 衛生対策の促進

家畜伝染病の発生予防を促進し、健康な乳牛・肉牛の飼養・育成を促します。

- ① 衛生対策の促進

3 災害等緊急時の体制整備の促進

近年の異常気象による災害や、突発的な停電に対応できる体制の整備を促進します。



- ① 断水時の体制整備の促進
- ② 停電時の体制整備の促進

4 公共牧場の施設管理

施設の老朽化に伴い、計画的な施設整備・更新を行います。

- ① 良質な飼養の確保
- ② 機械設備の更新

成果指標

●生乳総生産量		把握方法等
現 状	 68,960 t	実 績
目 標	 71,500 t	

(4) 多様な担い手の育成・確保

現状と課題

輸入農畜産物の増加による価格の低迷や産地間競争の激化など、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、農村の高齢化は急速に進行し、本町でも農家戸数の減少とともに、担い手が減少し、農村としての活力が徐々に減退してきています。

次代を担う多様な担い手の育成・確保などを目的に、平成18年から「担い手サポート協議会」を設置し事業を展開していますが、農業・農村の活力を維持・向上させるためには、農業者以外からの新規就農者の確保、配偶者対策の実施、中核的担い手農業者の更なる育成強化を図る必要があります。

基本方針

農業・農村の活力を維持・向上させるため、支援体制の整備と内容の充実・強化を図り、次代を担う多様な農業の担い手を育成・確保します。

【関連する主な個別計画】 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

■農家戸数・農家人口の推移（農業センサス）

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
戸 数 (戸)	総 数	330	278	226	202	172
	専 業 農 家	219	179	159	145	132
	第 1 種 兼 業 農 家	87	84	61	45	39
	第 2 種 兼 業 農 家	24	15	6	12	1
	専 業 農 家 率 (%)	66.3	64.4	70.4	71.8	76.7
人 口 (人)	農 家 人 口	1,573	1,088	1,074	895	768
	農 業 従 事 者	777	821	683	595	533
	農 業 従 事 者 率 (%)	49.4	75.5	63.6	66.5	69.4
	1 戸 当 り 従 事 者 数	2.35	2.95	3.02	2.95	3.10

主要施策

1 多様な担い手を育成する体制の整備・確保

農業の担い手を育成するため、支援組織間の連携と支援内容の充実・強化を図ります。

- ① 担い手サポート協議会への支援
- ② 多様な担い手の育成・確保に向けた支援

成果指標

●農業法人数		把握方法等
現 状	➡ 19 経営体	実 績
目 標	➡ 24 経営体	

▲担い手サポート協議会主催による異業種交流会（平成31年3月）



2 海の幸をつくり育てる漁業の推進

(1) 漁業基盤と漁港整備

現状と課題

大津漁港は、昭和54年の開港以来、第4種漁港として機能拡充に向けた整備が図られ、現在も特定漁港漁場整備計画に基づき、継続的に整備が進められています。

平成23年の東日本大震災時の津波による漁船、共同利用施設の被害を契機に、漁港整備計画に「防災・減災対策」を盛り込み、漁船の津波被害を軽減するための船揚場嵩上げなどの整備が継続実施されていますが、今後も衛生管理施設（屋根掛け岸壁）整備など、安全・安心な生産体制の維持に向けた漁業生産基盤の早期整備が望まれています。

また、本町の漁業は、サケ定置網漁業に依存した漁家経営であることから、多角的な経営安定化策の一つとして、前浜資源の維持・増大に向け、「つくり育てる漁業」の推進を目指すとともに、第2次大津地域マリンビジョン計画の特定漁港漁場整備計画に基づき、漁港を中心とした地域の総合振興が図られるよう、今後も継続して整備に取り組んでいく必要があります。

基本方針

懸案となっていた防災・減災対策の実現により、安全・安心な生産体制が構築された後も、生産者ニーズに答えられるよう、漁港を中心とした地域水産基盤の整備・活用の検討を継続して行っていきます。

【関連する主な個別計画】

- 第2次大津地域マリンビジョン計画
- 地域強靱化計画

主要施策

1 生産基盤の整備促進

第2次大津地域マリンビジョン計画に基づき、漁港を中心とした持続的生産と、漁業経営の根幹となる漁場の保全整備が図られるよう関係機関へ要望します。





- ① 漁場保全の促進
- ② 漁業関連施設の整備促進
- ③ 共同利用施設の機能保全の促進

2 漁港・漁場の整備促進・活用

大津漁港特定漁港漁場整備計画に基づき、防災・減災対策施設の早期完成と、衛生管理施設の整備、水産基盤施設の拡充を要望します。

- ① 特定漁港漁場整備計画の促進
- ② 漁船修理施設の整備
- ③ 漁港背後地の整備
- ④ 増養殖漁場の整備検討

成果指標

●海面漁業の漁獲量		把握方法等
現 状	 728 t	実 績
目 標	 1,500 t	
●漁業経営体数		把握方法等
現 状	 45 経営体	実 績
目 標	 44 経営体	

(2) 資源管理型漁業の確立

現状と課題

本町の漁業は、サケ定置網による水揚額が全漁獲額の80%以上を占めていますが、経営安定のためには漁船漁業の割合を高め、多角的な経営体制を導入することが必要であり、種苗放流や中間育成施設の整備、漁場の造成など、資源の増大に向けた取組みを進め、栽培漁業を一層推進していくことが重要な課題となっています。

また、毛ガニ、シシャモ等の水産資源の減少やサケの来遊不振などにより、地域の活力が低下していることから、担い手の育成・確保、経営の協業化や多角化、漁業協同組合の経営基盤の強化を促すとともに、魚価が総じて低調であることや近年の気候変動等を勘案し、養殖事業の検討や漁獲物の蓄養、一次加工などの付加価値を高めた生産体制の確立、販路拡大を早急に進め、漁業者の創意と工夫を生かした、たくましい漁業経営の展開を図る必要があります。

更に、本町はサケやシシャモといった遡河性魚類を主体とする漁業生産であることから、十勝川の水産資源再生産機能の維持・保全活動にも積極的に取り組む必要があります。

基本方針

栽培漁業、増養殖事業等の確立をはじめとした、新たな生産体制の検討、確立を目指すとともに、流通加工体制の確立、漁業後継者の育成に努めます。

【関連する主な個別計画】

- 第2次大津地域マリンビジョン計画
- 地域強靱化計画

主要施策

1 新しい漁業の展開と経営の確立促進

つくり育てる漁業を促進し、付加価値を高めた生産体制の確立を促すとともに、販路の拡大を促進します。

- ① 栽培漁業技術開発の促進
- ② 種苗中間育成事業の促進
- ③ 海域の特性に合わせた養殖事業の検討
- ④ 十勝川や沿岸域の水産物の再生産環境の維持・保全の推進
- ⑤ 水産物の流通加工体制の整備促進
- ⑥ 沿岸漁場の整備
- ⑦ 担い手の育成・確保に向けた支援

成果指標

●漁協青年部人数		把握方法等
現 状	 11人	実 績
目 標	 11人	

■水産の状況（産業課資料）

区 分	漁家 戸数 (戸)	漁家 人口 (人)	魚種別生産高（千円）				
			サ ケ	シシャモ	毛ガニ	その他	計
平成27年度	50	121	961,727	65,131	141,862	52,688	1,221,408
平成28年度	51	121	768,306	42,558	208,944	48,726	1,068,534
平成29年度	50	118	363,516	77,992	198,120	47,583	687,211
平成30年度	50	116	331,520	82,736	168,555	33,750	616,561
令和元年度	49	117	405,626	40,355	159,827	34,525	640,333

(3) 活力ある漁村づくり

現状と課題

本町は、平成5年、平成15年、平成23年と大規模な地震・津波災害に見舞われたことは記憶に新しく、また近年の気候変動の影響等による高潮の発生など、漁業生産環境は変化しているものの、自然環境の維持・保全活動が持続的漁業生産の根幹であることから、豊かな生産環境づくりに積極的に取り組むことが求められています。

このため、基幹産業である漁業の振興を図りながら、地域の人々がいきいきと暮らせる生活環境の整備や海を生かした地域づくり、都市住民との交流体制づくりなどを促進するとともに、災害に対して脆弱な地域環境に暮らす市民の安全を確保するなど、総合的な地域の発展を目指した活力ある漁村づくりを進める必要があります。

基本方針

災害防止対策を強化するとともに、漁業生産に欠くことのできない、豊かな自然環境の維持・保全活動に取り組みます。

【関連する主な個別計画】

- 第2次大津地域マリンビジョン計画
- 地域強靱化計画

主要施策

1 生活環境の整備

地域住民の安全な生活環境の整備を図るとともに、災害に強い地域づくりを推進します。

- ① 高潮、津波被害防止対策の推進
- ② 一時避難場所などの安全性の確保

2 活力ある漁村づくり

海を生かした地域づくりを行い、物産販売などを中心とした都市住民との交流などによる総合的な地域の振興と、自然環境の維持・保全に努めます。

- ① 景観に配慮した漁村空間の整備
- ② 海を生かした特色ある地域づくりの促進
- ③ 直売所等の整備
- ④ 豊かな海と森づくり活動の推進
- ⑤ 漁業後継者・従事者に対する住環境の整備

▲交流人口の拡大が期待される大津港大漁まつり



3 緑豊かな郷土を守る林業の推進

(1) 林業の振興

現状と課題

森林は、木材等の生産はもとより、水源のかん養、山地災害の防止、快適環境の形成、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など、多面的な機能を持ち、住民生活に密接に結び付いています。

本町の森林面積は、町総面積の約6割を占め、地域住民の生活に密着した山里から、林業生産活動の中心となる人工林帯、更に大径木の広葉樹が林立する天然林の樹林帯まで、多種多様な林分構成となっており、森林の有する多面的な機能の発揮に向けて森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の高齢化や不在村化、経営意識の低下等により、整備の行き届かない森林の増加や伐採後の造林が進まないことによる森林資源の減少が懸念されます。

基本方針

森林整備計画等に基づき、計画的かつ効果的な森林の整備を促進します。

【関連する主な個別計画】 ●森林整備計画 ●地域強靱化計画

主要施策

1 森林整備の促進

長期的視点に立った森林整備を促進するとともに、公益的機能と木材等生産機能の高い森林の造成を促します。

- ① 計画的な町有林の森林整備事業の推進
- ② 無立木地や伐採跡地に対する造林事業の促進
- ③ 公益的機能の高い森林の造成促進





2 森林整備の基盤となる路網の整備

効率的な森林整備や適正な管理・経営を促すため、路網の整備を推進します。

- ① 林道等の開設及び改良事業の推進検討
- ② 地形に応じた森林作業道の開設

3	森林管理体制の整備促進
<p>民有林の計画的な森林整備による資源の維持を図るため、森林現況を把握し、適切な管理体制の構築を促します。</p> <p>① 森林経営計画の作成・管理の支援 ② 森林の現況把握と情報共有の支援 ③ 林業事業体の支援</p>	
4	林業の普及啓発
<p>森林資源の有効利用や森林整備の必要性についての町民の理解を深めるため、地域材の利用促進や木育活動等への支援など普及啓発に努めます。</p> <p>① 地域材の利用促進 ② 木育活動等への支援</p>	
5	森林整備等に関する支援の推進
<p>民有林の森林整備の奨励、森林整備の必要性などの普及啓発のため、森林環境譲与税を活用し、森林整備や普及啓発に係る経費の助成を行います。</p> <p>① 民有林の森林整備に対する助成 ② 普及啓発に対する助成</p>	

成果指標

● 林道等延長		把握方法等
現 状	 89 km	林道等台帳
目 標	 95 km	
● 森林経営計画認定面積		把握方法等
現 状	 15,446 ha	実 績
目 標	 15,600 ha	

■ 林業の状況（産業課資料）

区 分	森林面積 (ha)				資源蓄積量(千m ³)	森林所有者数(人)		
	人工林	天然林	その他	計		私 有		公 有
						町内	町外	
平成 27 年度	11,484	19,397	1,772	32,653	4,979	479	306	5
平成 28 年度	11,373	19,550	1,684	32,607	4,971	467	303	5
平成 29 年度	11,356	19,572	1,680	32,608	5,019	464	309	5
平成 30 年度	11,226	19,634	1,744	32,604	5,041	465	310	5
令和 元 年度	11,277	19,819	1,508	32,604	4,994	462	308	5

4 親しみと賑わいのある商工観光の推進

(1) 商業の振興

現状と課題

本町における人口減少・少子高齢化の進行は、商業者においても深刻な課題であり、小規模事業者の主要な業種である飲食業やサービス業、宿泊業、小売業は、人口減少による需要の縮小、経営者の高齢化や後継者不足に伴い、廃業を余儀なくされる事業者が増加しています。

更に近年では、通信販売やインターネット上での電子商取引の急速な進展・拡大により、消費者ニーズが多様化・高度化する一方で、高齢者を中心とした買い物弱者対策が課題となっています。

今後は、親しみと賑わいのある商業環境を実現するため、地域ぐるみの支援体制を構築し、小規模事業者の持続的発展と地域産業の形成・活性化を促していく必要があります。

基本方針

町内産業団体や事業者、行政などによる連携体制を基礎に、親しみと賑わいのある商業環境づくりに取り組みます。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

■商業の概況（各年12月31日現在）

区 分	商 店 数		従業員数 (人)	年間販売額 (百万円)	備 考
	卸売(店)	小売(店)			
平成24年	2	30	116	2,754	経済センサス
平成26年	4	29	130	2,698	商業統計
平成28年	6	23	139	4,753	経済センサス

主要施策

1 魅力ある商店街の整備

市街地環境美化の継続と空き地・空き店舗の利用促進を図ります。

- ① 市街地の環境美化
- ② 市街地の空き地、空き店舗対策の推進

2 商業活力の活性化

商業の振興を図るため、各種対策を推進します。





- ① 特典付商品券発行事業の推進
- ② 各種融資制度を活用した経営安定化の促進
- ③ 消費購買増進事業の推進

3 商工会活動の促進

商工会の各種活動を促進し、支援機関などと連携しながら、商業の振興を図ります。

- ① 経営改善普及事業及び指導の促進
- ② 行政と連携した経営発達支援事業の展開

成果指標

●消費購買増進事業期間中の購買額		把握方法等
現 状	 4,170万円	実 績
目 標	 4,200万円	
●小規模事業者等の伴走型支援年間件数（5年間累計）		把握方法等
現 状	 3件	実 績
目 標	 10件	

(2) 工業・地域活性化対策

現状と課題

本町の工業は、ここ数年、公共工事の発注が平年並みで推移しているため、比較的安定した経営となっておりますが、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少により、従業員の確保が更に困難になっていくことが予想されることから、生産体制の構築が課題となっております。

また、平成30年には「互産互生」協定を掛川市との間で締結し、互いの商品の「モノ」から「ヒト」「コト」へ地域外の需要の取込みによる事業を展開していますが、地域経済への波及効果は少ない状況です。

基本方針

商工会、支援機関、行政等が連携し、小規模事業者への支援等を行い、持続的発展と地域経済の活性化、雇用の確保を図ります。

【関連する主な個別計画】

- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域強靱化計画

■ 工業の概要（各年12月31日現在 工業統計調査）

区分	事業所数	従業員数（人）	製造品出荷額（万円）
平成27年	4	36	47,970
平成28年	3	16	—
平成29年	2	19	—
平成30年	4	35	62,767
令和元年	4	32	57,930

主要施策

1	既存工業の活性化
	町の融資制度を継続し、事業者の経営の安定と経営体質の強化に努めます。 ① 融資制度による事業者の経営の安定と経営体質の強化
2	人材育成・起業等に対する支援
	事業に従事する者や新規事業・異業種進出などの産業振興に対する支援を行います。 ① 人材育成に対する支援 ② 起業等に対する支援
3	互産互生事業等による地場産品の活用促進
	互産互生事業の拡充及びとよころ物産直売所の継続支援を行います。 ① 互産互生事業の継続・拡充 ② 物産直売所の支援
4	産業連携に対する支援
	農水商工連携に対する支援を行います。 ① 農水産物の加工開発研究に係る条件整備の推進
5	雇用対策の推進
	就業の場の確保と就業機会の拡充を図ります。 ① 勤労者福祉対策の推進 ② 季節労働者の就業の場の確保対策の推進 ③ 高齢者の就業機会の拡大

成果指標

●農水産物の加工開発研究・パッケージ等の見直し事業所数		把握方法等
現 状	4 件	実 績
目 標	10 件	
●互産互生事業の定期的な出荷先件数		把握方法等
現 状	3 件	実 績
目 標	6 件	
●とよころ物産直売所営業売上額		把握方法等
現 状	2,730 万円	実 績
目 標	2,900 万円	

(3) 観光の振興

現状と課題

観光は、地域経済の発展はもとより、新たな人の流れを生み出し、交流人口や移住者の増加につながるものとして、地域活性化に大きな役割を果たしていますが、本町では、多様化する観光客のニーズに十分に答えられていない状況にあり、観光によるまちづくりを推進するための人材育成や組織づくり、計画的な事業の推進などの遅れが課題となっています。

本町の観光資源としては、海岸線の湖沼や湿原植物、はるにれの木、天然5種の野鳥観察、世界的に注目されている「ジュエリーアイス」などの自然的資源や、アイヌの史跡や二宮尊親率いる復興社による開拓の歴史などの歴史的資源がありますが、地域経済への波及効果は大きなものとはいえません。

また、ジュエリーアイス観光は、オーバーツーリズム^{※26}に配慮した中で、地域住民と観光客との共生対策が必要となっています。

基本方針

本町の自然的・歴史的資源の特性を生かすとともに、潜在的な地域資源を掘り起こし、ツーリズム等を活用した滞在型観光ルートの整備や四季を通じた観光開発、魅力あるイベントの開催、特産品等の開発などを進め、観光客の増加を図ります。

【関連する主な個別計画】

●まち・ひと・しごと創生総合戦略 ●地域強靱化計画

■観光客入込人数

(単位：人)

区分	夏まつり	産業まつり	茂岩山自然公園	長節湖キャンプ場	ジュエリーアイス	計
平成27年度	1,000	12,000	8,131	6,116	—	27,247
平成28年度	1,000	10,000	9,067	4,969	—	25,036
平成29年度	1,000	11,000	11,897	5,524	6,632	36,053
平成30年度	1,000	12,000	11,444	8,114	13,849	46,407
令和元年度	1,000	13,000	11,212	7,910	16,848	49,970

※26 観光客の人数が観光地の受入可能人数を大きく上回ってしまう状態。

主要施策

1 既存観光拠点の充実と新たな観光資源の掘り起こし

既存観光拠点の充実と新たな観光資源の掘り起こしを進めるとともに、これらの資源を活用したツーリズムメニュー等の調査・検討を行います。




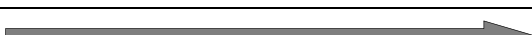



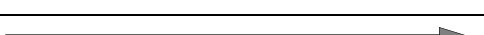
- ① 町内観光拠点の充実及び新たな資源の掘り起こし
- ② 観光資源を有効活用するための調査・検討

2 観光客の誘導

観光PRの拡充と魅力あるイベントの開催、観光案内所との連携により、観光客の誘導を図ります。

- ① 魅力ある観光イベントの開催
- ② 観光PRの充実
- ③ 観光案内所等の支援
- ④ 町内周遊ルート等の提案

成果指標

● 冬季観光拠点施設の売上額		把握方法等
現 状	 160万円	実 績
目 標	 300万円	
● ツーリズムメニューの調査・開発数		把握方法等
現 状	 3件	実 績
目 標	 10件	
● ツーリズムメニュー利用者数		把握方法等
現 状	 30人	実 績
目 標	 60人	
● ジュエリーアイス観光客入込数		把握方法等
現 状	 16,848人	実 績
目 標	 20,000人	

5 豊かな資源を継承していく環境づくり

(1) 事業の継承支援

現状と課題

本町における生産年齢人口は、昭和35年国勢調査の6,064人をピークに、55年後の平成27年には1,659人となり、ピーク時の27%まで減少しており、本町の基幹産業である第1次産業はもとより、全ての産業における担い手の減少という深刻な影響を及ぼしています。

一方、日本社会においても家業を継ぐということが前提に考えられていた時代が終わり、移住してきた第三者が、その生業を継承するということも増えてきています。

このことから、本町にある豊かな資源を次世代に継承していくためには、移住者はもとより、町内において挑戦する意欲がある人材を支援していく必要があります。

基本方針

定住・移住を促進するとともに、新規起業をはじめ継業・移業・多業など、起業する人への支援を行います。

【関連する主な個別計画】 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

主要施策

1 移住者をつなげる取組み

移住者同士、移住者と地域住民、移住者と仕事をつなげる取組みを行います。

① 移住者の生活・就労支援

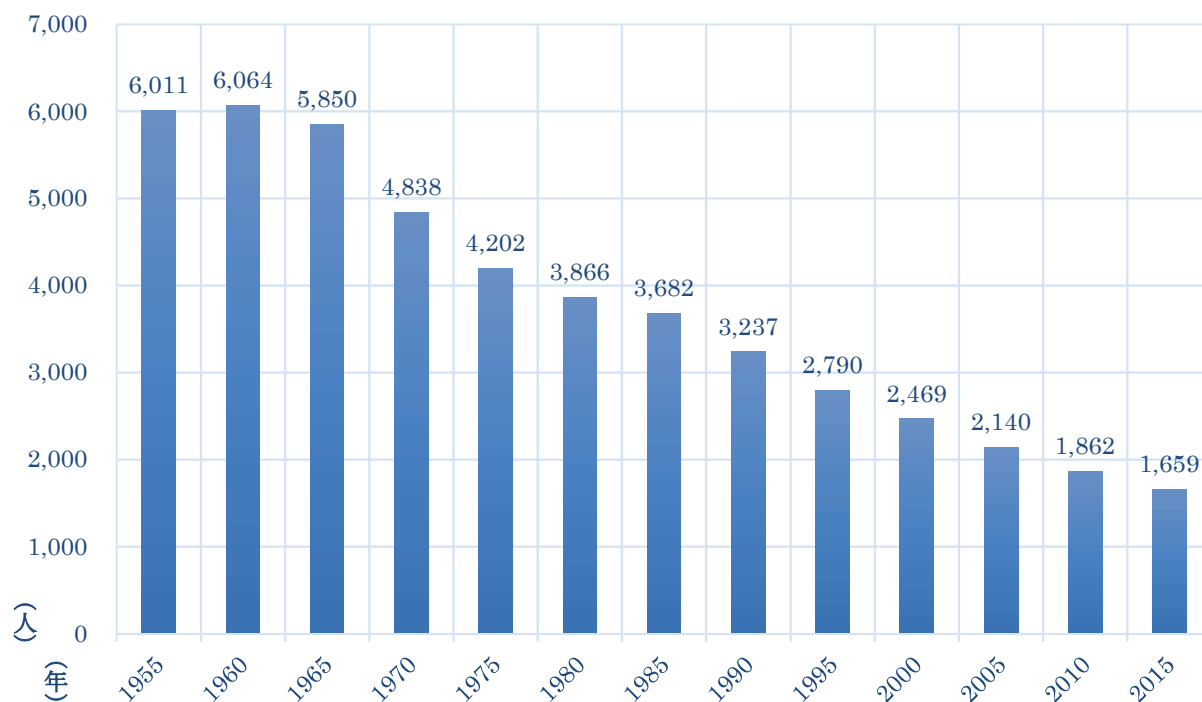
2 あらゆる起業者への支援

新規起業・継業・移業・多業など、起業に対して総合的な支援を行います。

① 総合サポート体制の構築

② 産業振興事業補助金による支援

■生産年齢人口の推移（各年国勢調査）



▲本町の定住促進賃貸住宅建設助成金を利用して建築された民間アパート（豊頃南町）



第3章 躍動感あふれる人づくり

1 充実感と生きがいのある生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進

現状と課題

少子高齢化の進行やICTの進歩に伴い、子どもや家庭を取り巻く環境が変化していく中で、人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。

こうした様々な変化に町民一人ひとりが適切に対応し、豊かな人生を創造するため、生涯にわたり多くの機会を通じて、自己の求める学習活動を展開できる環境を整備し、その学習成果をまちづくりや地域づくり、地域の子どもの育成に生かすことができる、生涯学習社会の実現を目指す必要があります。

そのためには、家庭・地域・学校が連携したコミュニティスクールの推進や、多様化する学習ニーズに応じた的確な情報提供と新たな指導者の養成・確保を進める必要があります。

また、町民一人ひとりが自発的な意識を持って行う学習活動の場や機会の充実、学習活動で得た知識、技能などの成果を地域に還元するための取組みの推進、生涯学習施設の効率的な利用と管理の充実などが課題となります。

基本方針

「新たな自分への挑戦、発見、自分らしくいきいきと輝く町民を目指して」町民一人ひとりが、充実した生活を送るための生涯学習を身近なものとして取り組めるよう、学習機会の拡充、支援体制の整備などの環境づくりを進めます。


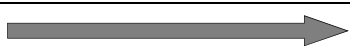
【関連する主な個別計画】

- 社会教育中期計画
- まち・ひと・しごと創生総合戦略

主要施策

1	生涯学習推進による人づくり
	<p>「報徳のおしえ」を基盤とした教育力向上のため学習機会を提供し、家庭・地域・学校が連携を図り、一体となって子どもを育てる体制づくりを推進します。</p> <p>① 家庭教育学級の開設 ② コミュニティスクールの運営 ③ 報徳のおしえ推進委員の養成・活用</p>
2	生涯学習推進によるまちづくり
	<p>人と人がふれあい、地域が連帯感を持って学習し、積極的にまちづくりに参加する意欲の向上を図ります。</p> <p>① 地域づくり協議会への支援</p>
3	学習情報と相談体制の充実
	<p>町民の多様化する学習ニーズに対応するため、的確な学習情報の提供と相談体制の充実を図ります。</p> <p>① 学習情報の収集と提供 ② 学習相談体制の充実</p>
4	生涯学習関連施設の整備・充実
	<p>生涯学習の拠点施設「える夢館」を中心に各種関連施設とのネットワーク化など学習機能の整備・充実を進めます。</p> <p>① 各種学習施設の整備・充実 ② 関連施設間のネットワークづくり</p>
5	学習指導者の養成と活用
	<p>多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、学習指導者の養成・確保と活用体制の充実を図ります。</p> <p>① 学習指導者の養成・確保 ② 学校支援活動の促進 ③ 出前講座・主催講座への講師の派遣</p>
6	生涯学習推進体制の充実
	<p>生涯学習活動を充実、発展させるための体制整備と町民の学習活動への支援を行います。</p> <p>① 社会教育主事の養成 ② 社会教育団体の活動支援</p>

成果指標

●生涯を通じて学習できる環境に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 34%	アンケート調査
目 標	 50%	

(2) 義務教育の充実

現状と課題

本町には、小学校が2校、中学校が1校あり、それぞれの規模や地域の特性を生かした教育活動を行うとともに、「報徳のおしえ」を基盤とした小中連携教育に取り組み、小中一貫教育を見据えた学校づくりを推進しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、あらゆる手段で子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って、学校教育活動を行っています。

今後は、全国学力・学習状況調査の結果などを踏まえ、指導の改善を図り、グローバル化が進む社会に適應できるよう外国語教育やICT教育をより一層推進し、更に教育上特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援に努めるとともに、健康で活力に満ちた生活が送れるよう健康教育の取組みや相談体制の充実を図っていく必要があります。

学校教育環境では、学校施設長寿命化計画により、学校施設の維持・管理等を確実に推進するとともに、小中一貫教育を効果的・効率的に実現するため、豊頃小・中学校を併設校として整備することとして準備を進めています。

学校給食センターは、平成10年の開設から22年が経過し、蒸気ボイラーや調理機械・器具などの修理費が年々増加していることから、食器類を含め計画的な更新が必要となっています。

基本方針

児童生徒が、安全・安心に学習に取り組める教育環境の中で、学ぶ意欲を高め、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」を育む教育活動を推進するとともに、地域に信頼される学校づくりを進めます。





また、安全で栄養バランスの優れた学校給食の提供に努めるとともに、地場産品を活用し感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、栄養教諭による食に関する指導に努めていきます。

- 【関連する主な個別計画】 ●豊頃中学校改築等に関する計画
●学校施設長寿命化計画 ●GIGAスクール構想の実現に向けた計画
●まち・ひと・しごと創生総合戦略

主要施策

1	教育環境の整備
<p>児童生徒が安全に安心して学習に取り組める環境や体制の整備を図ります。</p> <p>① 学校施設の整備・改修 ② 安全な通学手段の確保 ③ 設備・教材教具の充実 ④ 教職員住宅の整備・改修</p>	
2	教育内容の充実
<p>自立心や思いやりの心を持つ子どもたちの育成に努めるとともに、確かな学力を身に付ける指導の工夫と個に応じた指導を進めます。</p> <p>① 小中学校連携教育の推進 ② ICT教育の充実 ③ 道徳教育・体験的教育の充実 ④ 多様なニーズに対応した教育の支援</p>	
3	健康教育の充実
<p>児童生徒の心身の健康の保持・増進、自他の生命尊重精神の育成に向け、健康教育の充実を図ります。</p> <p>① 学校保健・安全教育の充実 ② 教職員の健康管理</p>	
4	学校給食の充実
<p>安全で栄養バランスの優れた学校給食の提供と計画的な食育指導を行うとともに、調理機械器具と食器類の計画的な更新、衛生管理の徹底を図ります。</p> <p>① 安全・安心な給食の提供と食育指導 ② ふるさと給食等の実施 ③ 調理機械器具及び食器類の更新と衛生管理の徹底</p>	
5	学校給食センター施設の整備
<p>学校給食センターの適切な維持管理と計画的な設備の更新を図ります。</p> <p>① 蒸気ボイラーの修繕及び更新 ② 空調設備の修繕及び更新 ③ その他施設及び敷地内の整備</p>	

成果指標

●教育環境に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 35%	アンケート調査
目 標	 50%	
●給食における地場（道内）産食材の利用割合		把握方法等
現 状	 51%	地場産物の使用状況調査
目 標	 70%	

(3) 社会教育の振興

現状と課題

近年、インターネット環境の向上により端末機の所持率が増加する一方で、利用者の低年齢化が進んでいます。更に、SNS等を利用した情報入手が容易なこともあり、会話する機会が減少したことで、コミュニケーション能力の低下が懸念されています。

このため、社会教育の役割が今まで以上に重要であり、人とのつながり、家庭でのつながり、地域とのつながりを持てる学習機会・学習情報の提供、指導者の養成が必要となっています。

本町には、豊かな自然、十勝発祥の地の歴史、更には二宮尊親先生が伝えた「報徳のおしえ」など、子育てには良好な環境がそろっており、こうした本町の特色を生かした社会教育の推進を関係機関と連携しながら進めていく必要があります。

基本方針

真心を持ち（至誠）、よく働き、学び（勤労）、自分の力をよく考え（分度）、助け合う（推譲）人づくりを目指し、町民一人ひとりが各年代に応じ、自己に最も適した方法で、必要に応じて学習できる体制づくりと社会教育中期計画に沿った各種施策の実施に努めます。

【関連する主な個別計画】 ●社会教育中期計画

■文化団体（令和2年4月1日 教育委員会資料） (単位：人)

団体名	会員数	団体名	会員数
二宮郷土芸能保存会	13	歌謡指導研究連盟北海道本部豊頃支局	11
豊頃写真クラブ	10	民舞はねこんま	4
茂岩俳句会	4	つくしの会	6
茂岩フラワー教室	4	湧豊カラオケ声友会	5
茂岩茶道会	7	豊頃ねんどクラブ	6
茂岩カラオケ愛好会	5	豊陶会	4
蓮見彰子ピアノ教室	12	豊頃太鼓艶遊会	19
豊頃琴友会	13	池坊いけ花	1





主要施策

1 学習機会の充実

発達段階に応じた適切な学習機会の提供と自発的な学習を支援する体制や学習成果を生かせる環境づくりを推進します。

- ① 幼児教育の充実
- ② 青少年教育の充実
- ③ 成人教育（一般・高齢者）の充実
- ④ 指導者の発掘・養成・活用
- ⑤ 団体活動の育成

成果指標

●学習機会の提供数		把握方法等
現 状	 109回/年	実 績
目 標	 120回/年	
●える夢館利用者数		把握方法等
現 状	 20,089人	実 績
目 標	 27,000人	

■図書館利用状況（教育委員会資料）

（単位：人、冊、%、日）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年 度 末 人 口	3,268	3,219	3,182	3,196	3,178
町民1人当り貸出数	2.62	2.88	3.26	3.58	3.24
図 書 回 転 率 (貸出冊数÷蔵書数)	18.7	20.7	22.7	22.0	21.3
開 館 日 数	296	293	292	295	276
1日平均貸出冊数	29.9	31.7	35.5	38.8	37.3
1日平均利用者数	15.6	16.9	17.7	18.0	14.1
図書館バス巡回日数	34	38	40	42	14
1日平均貸出冊数	11.4	12.9	7.3	7.7	31.6
1日平均利用者数	15.1	15.3	9.1	10.0	23.0

(4) 文化の振興

現状と課題

少子高齢化の進行や情報化の進展をはじめとする社会情勢の変化等に伴い、人間関係の希薄化が進む中で、人々の情操を育み心を豊かにするものとして、芸術・文化が求められています。

本町の芸術・文化活動は、自主的に活動する個人や文化協会を中心に展開されていますが、高齢化が顕著であり、担い手の育成、サークル活動の促進を図る必要があります。

芸術・文化の拠点であるえる夢館は、利用者数が年々減少傾向にあり、芸術・文化鑑賞会や学習活動の発表会などを開催し、より一層の利用拡充を進めていくことが求められているとともに、建築後20年を迎えるため適切な維持管理を行う必要があります。

また、文化財は、未来の文化向上・発展の基礎をなすものであり、本町には、過去の歴史、文化などを正しく理解するために欠くことのできない有形・無形文化財（北海道指定・町指定）などがありますが、その保護・保存・活用により、本町の特長を生かした文化の創造につなげていくことが必要です。

今後は、豊かな自然を守りながら、える夢館を中心とした文化活動の促進や二宮報徳館を中心とした調査・研究事業の推進、指定文化財の保護・保存・活用を図っていく必要があります。

基本方針







特色ある自然や歴史を生かしながら、町民の自主的な文化活動の促進、貴重な文化財の保護・保存・活用を図り、文化の薫り高い町としての環境づくりに努めます。

【関連する主な個別計画】 ●子どもの読書活動推進計画

主要施策

1	文化意識の高揚
<p>芸術・文化にふれる機会の拡充や図書館の充実、特長を生かした文化の創造により、文化意識の高揚を図ります。</p> <p>① 芸術・文化鑑賞会の充実 ② 図書館の充実</p>	
2	文化活動の促進
<p>文化団体の育成や学習成果の発表機会の拡充、身近な鑑賞機会の充実により、文化活動の促進を図ります。</p> <p>① 文化団体の育成 ② 学習成果の発表機会の充実 ③ 施設の整備</p>	
3	文化財の保護と活用
<p>文化財や郷土資料の保護・保存と多様な活用を進め、文化財保護意識の高揚と伝統文化の継承を図ります。</p> <p>① 文化財の保護と活用 ② 文化財保護団体等の育成 ③ 文化財の調査・研究</p>	

成果指標

●芸術・文化鑑賞機会の提供数		把握方法等
現 状	 3回	実 績
目 標	 4回	
●文化協会加盟者数		把握方法等
現 状	 111人	実 績
目 標	 160人	
●える夢館はるにれホール年間利用者数		把握方法等
現 状	 6,426人	実 績
目 標	 7,000人	

(5) スポーツの振興

現状と課題

スポーツは、健全な心身の発育・発達を促すとともに、仲間との連帯感や協調性を養うものであり、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものです。

本町のスポーツ活動は、体育連盟加盟の種目協会が中心的な役割を果たしており、各種大会や様々な種目のスポーツ教室、トレーニングなどを開催していますが、協会員の減少や参加者の減少・固定化などの問題もみられ、組織体制や各事業のあり方の検討が必要な状況となっています。

今後は、町民ニーズや年代に応じた講座を開設し、スポーツに参加する機会を拡充するとともに、関係機関と連携し、年代や体力に応じたスポーツの普及を進める必要があります。

基本方針

町民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、身近に楽しめ、健康増進につながるスポーツの普及を図ります。

■ 体育団体（令和2年4月1日 教育委員会資料）

団体名	加入世帯数（戸）	団体名	会員数（人）
茂岩体育協会	406	豊頃町陸上競技協会	10
豊頃体育協会	325	豊頃町バレーボール協会	5
十弗体育協会	59	豊頃町水泳協会	10
統内体育協会	68	豊頃町スケート協会	20
二宮体育協会	70	豊頃町バドミントン協会	11
大津体育協会	106	豊頃町スキー協会	15
		豊頃剣道連盟	13
		豊頃町軟式野球協会	10
		豊頃町ソフトボール協会	18
		豊頃ミニバレー協会	19

主要施策

1 スポーツ・レクリエーション活動の促進

個々の運動能力に応じた体力づくり教室などの開催を通じて、スポーツやレクリエーションに親しめる機会を提供します。

- ① 町民皆スポーツの促進
- ② 身近なスポーツの促進
- ③ 学校開放事業の推進
- ④ 情報の提供

2 スポーツ施設の整備

スポーツ施設を多くの町民に利用してもらえるよう、維持管理と整備を適切に行います。



- ① 既存施設の整備

3 スポーツ団体・指導者の育成

町民のスポーツニーズに応えるため、スポーツ団体・指導者を育成する体制づくりを進めます。

- ① スポーツ団体・指導者の育成

成果指標

●町民1人当たり年間スポーツ施設利用回数		把握方法等
現 状	 6.0回/年	実 績
目 標	 6.5回/年	

■体育施設利用状況（教育委員会資料）

（単位：人）

区 分	総合体育館	スケートリンク	野 球 場	ソフトボール場	プー ル
平成27年度	13,849	3,258	662	3,076	5,315
平成28年度	15,065	3,367	410	2,641	4,249
平成29年度	14,611	3,138	670	2,470	4,442
平成30年度	16,681	3,257	805	2,834	4,407
令和元年度	15,308	1,668	540	1,914	4,021

2 まちの活性化を図る地域間交流の推進

(1) 地域間交流の推進

現状と課題

交通網や情報通信網など、様々なネットワークの発達により、多様な交流が行われるようになりましたが、こうした地域間の交流は、産業の振興や人材の育成、郷土愛の醸成、更には交流人口や関係人口の拡大につながるものであり、まちづくりにとって重要な意味を持ちます。

本町では、昭和58年に福島県相馬市、昭和59年に富山県滑川市と姉妹都市盟約を締結し、小学生の派遣交流や物産交流、不定期での町民派遣交流を実施しています。

また、開町110年を契機として発足した札幌豊頃会並びに東京豊頃会においては、毎年交流会を開催しているほか、会員を対象に豊頃産品の販売などを行っています。

更に、平成2年に誘致した企業では、小学生5年生を対象としたものづくり講習会を実施しています。

基本方針

交流事業への支援を行い、地域間交流の充実を図ります。

主要施策

1 姉妹都市交流の推進

住民交流活動への支援や交流団体の育成・支援を行い、交流人口の拡大を図ります。



- ① 交流活動への支援
- ② 交流団体の育成・支援
- ③ 青少年による相互交流の促進

2 ふるさと会及び進出企業等との交流の推進

ふるさと会（札幌会並びに東京会）、町内進出企業との交流活動を推進します。

- ① 物産販売交流とPRの推進
- ② 芸術・文化・スポーツによる交流活動の推進
- ③ ふるさと会への支援

成果指標

●姉妹都市間の年間交流人口		把握方法等
現 状		延べ75人
目 標		延べ75人
		実 績

(2) 国際交流の推進

現状と課題

あらゆる分野で国際化が急速に進展する中、町民一人ひとりが、国際的視野を広げ、諸外国の文化や国民性に理解を深め、国際感覚を身に付けていくことが望まれています。

本町では、平成8年にカナダ・サマーランド市と姉妹都市盟約を締結し、人的交流を中心に相互交流を行っていますが、国際交流は、相互信頼に根ざした交流を基本に、互いの歴史や文化を尊重しながら、地域社会の発展に寄与し合えるパートナーシップを構築していく必要があります。

また、これからのまちづくりには、国際的な視野や知識が求められており、町民の国際感覚を高めるため、町民レベルでの国際交流の促進が課題となっています。

基本方針

町民の国際感覚を高め、国際化の進展に対応した活力ある地域社会をつくるため、友好姉妹都市等との交流を推進します。

▲サマーランド市からの訪問団と（令和元年8月える夢館にて）



主要施策

1 国際交流の推進

カナダ・サマーランド市との交流を推進します。

- ① 国際姉妹都市との交流の推進
- ② 町民レベルでの交流の促進
- ③ 北海道・十勝レベルでの国際交流団体との連携

2 国際交流団体への支援と連携

町交流協議会をはじめとする国際交流団体への支援と連携を図ります。

- ① 町交流協議会への支援
- ② その他国際交流団体の育成・支援

成果指標

●国際姉妹都市への中学生派遣人数		把握方法等
現 状	➡ 9人	実 績
目 標	➡ 10人	

▲サマーランド市への中学生派遣事業（平成30年8月ペンティクトン市にて）



第4章 健康で心ふれあうまちづくり

1 子育てしやすいまちづくり

(1) 子育て環境の整備・充実

現状と課題

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは、保護者はもとより地域社会全体の願いです。しかし、少子化・核家族化の進行等により、家庭・地域の子育て機能の低下や子育ての孤立など、子どもや子育てをめぐる状況は複雑・多様化しています。

現在、本町における出生数はわずかですが増加しており、総合的な子育て支援施策として、子育て支援センターが、保護者の精神的な支援などのために親子交流・赤ちゃん広場・一時保育などを、就労保護者に対しては保育所事業・学童保育所事業を実施しています。

今後は、児童福祉法の改正を踏まえ、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握や情報の提供、相談・指導など、関係機関との連絡調整等を行う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努め、子育て家庭の複雑化する課題に対応していく必要があります。

児童虐待については、要保護児童対策連絡協議会の開催により、情報共有等を行い重大案件に至ったケースはありませんが、今後についても適宜迅速に対応していく必要があります。

基本方針

子どもを生みやすく育てやすいまちづくりを更に進めるため、子育て世代包括支援センターの充実・活用を図りながら、ソフト・ハード両面にわたってきめ細かな子育て支援事業を展開します。

【関連する主な個別計画】

- 子ども・子育て支援事業計画
- まち・ひと・しごと創生総合戦略

主要施策

1	子育て支援事業の推進
<p>子どもの健やかな成長のため、子育て支援事業を着実に推進します。</p> <p>① 子育て支援センターの充実 ② 学童保育所事業の充実 ③ 一時保育事業の充実 ④ 子ども・子育て支援事業計画の見直し</p>	
2	子育て家庭への総合的支援
<p>子育て家庭の実情把握と子ども等に関する相談等に対応し、切れ目のない支援を行います。</p> <p>① 子育て世代包括支援センターの充実 ② 児童虐待防止の対応 ③ 子ども家庭総合支援拠点の整備検討</p>	
3	保育所の充実
<p>児童・乳幼児を安全・安心に保育ができる環境を整備します。</p> <p>① 保育所の再編及び民間委託の検討 ② 保育所設備の整備 ③ 保育の充実</p>	

成果指標

●保育所・子育て支援に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	37%	アンケート調査
目 標	60%	
●子育て支援サービスの利用度		把握方法等
現 状	58%	実 績
目 標	60%	
●子育てがしやすいと感じる親の割合		把握方法等
現 状	65%	子育て支援所
目 標	80%	

(2) 子育て家庭支援の充実

現状と課題

少子高齢化が進む過疎地域において、安心して子どもを産み育てることができ環境をつくることは重要な課題です。

本町においても、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援体制の整備を進めていますが、子育て中の保護者の負担感は大きく、特に経済的不安を抱える家庭もあることから、子どもの成長に合わせた援助が安定的に提供される総合的な支援体制づくりが必要となっています。

また、医療費助成は、北海道の医療費給付事業に合わせ、町単独支援として所得制限を撤廃し、18歳到達年度末までの子どもの医療費無料化を実施していますが、子育て世代の経済的負担の軽減と早期治療を促し、心身ともに健康的な生活が送れるよう、今後も継続していく必要があります。

基本方針

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、出産から高等学校卒業まで一貫した支援を行います。

【関連する主な個別計画】 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

■ 保育所の現況（令和2年4月1日 子育て支援所資料）

区 分	定員（人）	入所児童数（人）		
		3歳未満	3歳以上	計
茂岩保育所	80	13	47	60
大津保育所	10	1	6	7
計	90	14	53	67

主要施策

1 子育て家庭支援制度の充実

子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、各種支援制度の充実を図ります。

- ① 次世代育成支援金の支給
- ② 小学校入学祝金の支給
- ③ 小中学校等修学旅行費交付金の交付
- ④ 高等学校等就学助成金の交付

2 乳幼児等医療費給付事業の充実

乳幼児等医療費給付事業（町単独分）における、対象年齢の高校生までの拡大を継続して実施します。

- ① 高校生（18歳到達年度末）まで医療費無料化

成果指標

●子育てしやすいと感じる町民の割合（再掲）		把握方法等
現 状	65%	子育て支援所
目 標	80%	

■児童生徒数の現況（令和2年4月1日 教育委員会資料）

区 分	児童生徒数（人）			学 級 数（組）			
	男子	女子	計	単式	複式	特別支援	計
豊頃小学校	50	51	101	6	0	5	11
大津小学校	8	2	10	1	2	0	3
小 計	58	53	111	7	2	5	14
豊頃中学校	37	36	73	3	0	3	6
合 計	95	89	184	10	2	8	20

2 健やかでいきいきと暮らせる環境づくり

(1) 保健の充実

現状と課題

成人保健事業は、平成20年度に24%だった国保特定健診受診率が、平成30年度には61%となり、それに伴いがん検診受診率も上昇し、多くの町民が受診するようになりました。

母子保健事業は、健診におけるスクリーニング^{※27}の強化により、経過観察児が増加しており、今後は、子育て世代包括支援センターが中心となり、関係職種と連携して母子に寄り添いながら見守り、支援する体制の整備が課題となっています。

高齢者保健事業は、介護予防教室の開催やフレイル健診^{※28}の実施により介護予防に努めており、今後は、高齢者の健康課題の把握、事業全体の企画・調整、通いの場での個別支援など、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた体制を整備する必要があります。

基本方針

町民が各ライフステージにおいて、心身の健康を保ち安心して生活ができるよう、また健康寿命の延伸に向け、主体的な健康の保持・増進への取組みを支援します。

【関連する主な個別計画】 ●健康増進計画
●いのち支える自殺対策行動計画 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

※27 集団の中から疾患の罹患者や発症が予測される患者等を選別すること。

※28 75歳以上の後期高齢者を対象とした、フレイル（加齢によって身体と心の活力が低下した状態）の予防・重症化予防に着目した健診。

主要施策

1	保健事業の推進
各ライフステージにおける健診、相談事業等の充実を図り、町民の健康の保持・増進を支援します。	
① 健康診査・保健指導の充実	
② 母子保健事業の充実	
③ 高齢者保健事業の充実	
④ 健康増進計画の見直し	
2	保健・医療・福祉の連携
保健・医療・福祉において、町民の健康情報を連携して活用します。	
① 健康情報の連携活用	
3	保健センターの管理運営
健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業の推進のため、保健センター機能の充実を図ります。	
① 保健センター機能の充実	

成果指標

●胃がん検診受診率		把握方法等
現 状	20%	実 績
目 標	25%	
●肺がん検診受診率		把握方法等
現 状	26%	実 績
目 標	30%	
●大腸がん検診受診率		把握方法等
現 状	26%	実 績
目 標	30%	
●子宮がん検診受診率		把握方法等
現 状	18%	実 績
目 標	25%	
●乳がん検診受診率		把握方法等
現 状	22%	実 績
目 標	25%	

(2) 医療の充実

現状と課題

本町では、町立豊頃医院、町立大津診療所及び町立歯科診療所の3箇所で一次医療を担っており、高齢者等の通院手段の確保のため、患者輸送車を運行しています。

診療科目以外の医療及び高次医療等は、帯広市等の医療機関が担っており、町外で受診する患者も多い状況にあります。また、帯広厚生病院は十勝の三次救急医療機関として高度な設備を備え、専門的な医療や治療を行っています。

高齢化が進む中、高齢者の特性を踏まえ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域医療が求められており、今後は、医療機器や設備の充実、町外医療機関との連携により、医療体制の充実を図る必要があります。

基本方針

医療機関における機器の整備と医療水準の向上、患者送迎体制の充実を図り、安心して健康に暮らせる医療体制づくりを進めます。

地域医療構想を踏まえつつ、必要な医師等を確保するとともに、広域的な連携を強化し、医療体制の充実を図ります。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

■主要死因の現況（北海道保健統計年報）

区 分	第1位		第2位		第3位		総人数
	死亡原因	人数	死亡原因	人数	死亡原因	人数	
平成25年度	悪性新生物	12	心疾患	8	肺炎	5	41
平成26年度	悪性新生物	18	心疾患	5	肺炎	3	49
平成27年度	悪性新生物	15	心疾患	10	肺炎	8	48
平成28年度	悪性新生物	11	心疾患	11	脳血管疾患	5	44
平成29年度	悪性新生物	10	心疾患	10	脳血管疾患	7	49



主要施策

1 医療設備及び医療環境の充実

町立豊頃医院及び町立歯科診療所の設備の整備と町外医療機関との連携により、医療体制の充実を図ります。

- ① 医療機器の整備・充実
- ② 地域医療体制の確保
- ③ 救急医療体制の充実

成果指標

●医療体制(施設・医療費)に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 21%	アンケート調査
目 標	 30%	

■がん検診受診状況（福祉課資料）

《胃がん検診》 ※対象者：40歳以上75歳未満国保加入者

区 分	対象者（人）	受診数（人）	受診率（%）	要精検者数（人）
平成29年度	1,145	271	23.7	28
平成30年度	1,144	249	21.8	20
令和元年度	1,144	224	19.6	13

《肺がん検診》 ※対象者：40歳以上85歳未満国保加入者

区 分	対象者（人）	受診数（人）	受診率（%）	要精検者数（人）
平成29年度	1,583	421	26.6	2
平成30年度	1,552	411	26.5	7
令和元年度	1,542	396	25.7	5

《大腸がん検診》 ※対象者：40歳以上75歳未満国保加入者

区 分	対象者（人）	受診数（人）	受診率（%）	要精検者数（人）
平成29年度	1,145	320	27.9	18
平成30年度	1,144	319	27.9	13
令和元年度	1,144	299	26.1	19

3 とともに支え合うしあわせなまちづくり

(1) 地域福祉の体制強化

現状と課題

少子高齢化の急速な進行に伴い、町民の暮らしを取り巻く環境は大きく変化し、生活課題や地域課題が増加する一方で、自治会役員、民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域で見守りを担う人材が減少しています。

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていくためには、個人とその家族が努力（自助）しながらも、自助だけでは困難な課題に対し、地域による助け合い（共助・互助）と、公的サービス（公助）がともに関わり合い、地域に合った取組みを行うことが必要となっています。

また、安定した公的サービスの提供と地域福祉の向上を図るためには、医療・福祉・保健・介護に係る人材の確保・育成が重要な課題です。

本町では、社会福祉協議会が、地域福祉活動の中核として、多様な福祉ニーズへの対応、ボランティア団体の育成などに取り組んでおり、町としては、こうした活動が積極的に行われるよう、社会福祉協議会やその他福祉団体へ助成を行っています。また、行政と社会福祉協議会が補強・補完し合う形で、平成30年3月に第1期地域福祉計画と地域福祉実践計画を一体的に策定し、協働して円滑に地域福祉を進めています。

基本方針

地域社会における多様な課題に対応するため、地域福祉計画・地域福祉実践計画に基づき、行政・地域住民・社会福祉法人等が協働し、地域福祉を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域福祉計画

主要施策

1 地域福祉活動の推進

地域社会の多様な課題に対応するため、地域住民や社会福祉法人等と協働し、地域福祉を推進します。

- ① 社会福祉協議会の活動支援
- ② 地域福祉意識の高揚と活動の活発化
- ③ 福祉相談活動の充実
- ④ 低所得世帯への支援
- ⑤ 地域福祉計画の見直し

2 福祉等に携わる人材の確保

安定した公的サービスの提供と地域福祉の向上を図るため、福祉等に携わる人材の確保を図ります。

- ① 福祉等職員就労支援制度の検討

■社会福祉の推移（各年4月1日 福祉課資料）

（単位：人、世帯）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	3,322	3,268	3,219	3,182	3,171
65歳以上人口	1,237	1,238	1,244	1,245	1,242
75歳以上人口	720	724	729	710	706
総世帯数	1,504	1,487	1,481	1,488	1,489
ひとり親家庭	19	22	22	23	21
独居老人世帯	230	207	219	214	222
生活保護世帯	26	26	26	25	21

■生活保護状況（各年4月1日 福祉課資料）

（単位：世帯、人）

区 分	被保護者		保護率 (%)	扶助の区分（人）			
	世帯	人員		生活	住宅	医療	教育
平成27年度	26	30	8.9	29	21	28	1
平成28年度	26	28	8.5	26	19	26	1
平成29年度	26	29	9.1	22	19	27	1
平成30年度	25	28	8.8	25	21	28	1
令和元年度	21	24	7.6	22	18	24	1

(2) 高齢者福祉の充実

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険サービスを含めた在宅福祉サービスの充実と切れ目のないサービスの提供はもとより、健康づくりや介護予防に向けた取組みの推進、社会参加・生きがいつくりの支援などが必要です。

本町では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに見直し、高齢者が地域で安心して暮らし、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、各種の健診・介護予防事業を展開しているほか、介護サービス基盤の充実と保健・医療・福祉サービスが総合的に提供できる包括的支援事業の実施を図っています。また、多職種協働のネットワークの構築と地域課題の把握のため、地域ケア会議を定例開催しています。

しかし、高齢者の増加により地域における介護等の担い手不足が深刻となっており、日常生活上の軽度な支援を必要とする高齢者をボランティアや地域の助け合いにより支援していく仕組みを創設することが必要となっています。

基本方針

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が健康で安心して暮らしていくことができる地域包括ケアシステム^{※29}の充実を図り、在宅生活の継続に係る支援、介護予防、介護サービスの利用調整を行います。

【関連する主な個別計画】 ●高齢者保健福祉計画 ●介護保険事業計画

※29 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

主要施策

1 介護保険事業の推進

高齢者の要支援・要介護状態への進行を防止するため、介護予防・生活支援の充実を図るとともに、要支援・要介護高齢者に対する各種サービスの提供体制の充実に努めます。

- ① 相談支援体制の充実
- ② 居宅サービス及び施設サービスの確保
- ③ 介護予防・生活支援の推進
- ④ 認知症対策の推進
- ⑤ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し

2 在宅福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

- ① 在宅福祉サービスの利用促進
- ② 地域包括ケアシステムの充実

3 老人福祉施設への入所措置

在宅での生活が困難な低所得世帯の高齢者を対象に、施設への入所措置と援護町としての措置費の負担を行い、要援護高齢者の福祉の向上を図ります。



- ① 入所措置

4 生きがい対策の充実

多様な交流機会の確保に努めるとともに、老人クラブなどの団体活動を支援します。

- ① 生きがいセンター、単位老人クラブ、老人クラブ連合会の運営支援
- ② 高齢者健康増進センターの適正な維持管理
- ③ 運動会及び敬老会の開催
- ④ 敬老祝金の贈呈
- ⑤ 高齢者の交通手段の確保
- ⑥ 高齢者補聴器購入費の助成

成果指標

●高齢者福祉に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 45%	アンケート調査
目 標	 55%	

(3) 障がい者（児）福祉の推進

現状と課題

本町における障がいのある人の現状は、人口の減少にも関わらず、身体障害者手帳所持者は横ばいで推移し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。また、精神疾患で外来通院した際の自立支援医療（精神通院医療）助成制度受給者についても微増しています。

言語の遅れ等が認められる幼児や児童に対して指導を行っていることばの教室は、子ども発達支援センター機能も兼ね備え、発達支援児の療育・相談を行っていますが、各児童の特性に応じた支援とより専門性の高い療育が望まれています。

令和元年10月に保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、乳幼児期における発達の状況を早期に把握し、適切な療育につなげるとともに、保健・福祉・教育などの各分野の連携により、乳幼児期から18歳までの児童とその保護者の相談等に対応し、切れ目のない支援の充実に努めています。

障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、一人ひとりのライフステージに応じた施策やサービスの確保、相談機能の充実を図るとともに、障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親なき後」を見据えた支援を行っていく必要があります。

基本方針

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図るとともに、就労や社会参加を支援します。

【関連する主な個別計画】

- 障がい者計画
- 障がい福祉計画
- 障がい児福祉計画

主要施策

1 障がい福祉サービス等の提供

障がいのある人に対し、各種障がい福祉サービス等の提供を行います。



- ① 障がい者自立支援給付・補装具給付・更生医療給付・障がい児通所給付の実施
- ② 地域生活支援事業の実施
- ③ 地域活動支援センターの活用
- ④ 重度心身障がい者等医療費助成の実施
- ⑤ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直し

2 障がい者支援の推進

障がいのある人の自立に向けた支援を行います。

- ① 地域自立支援協議会の活用
- ② 在宅福祉サービスの提供
- ③ 子ども発達支援事業の推進
- ④ 障がい者等通所助成、心身障がい児通園費助成の実施
- ⑤ 障がい者の就労支援
- ⑥ 公共施設のバリアフリー化
- ⑦ 障がい者計画の見直し

成果指標

●障がい福祉に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 45%	アンケート調査
目 標	 55%	

■身体障害者手帳交付状況（各年4月1日 福祉課資料）

（単位：人）

区 分	視 覚	聴 覚	音声言語	肢 体 不自由	内部障害	計
平成27年度	5	23	2	154	47	231
平成28年度	4	23	2	146	50	224
平成29年度	4	26	2	143	52	227
平成30年度	3	22	1	135	49	210
令和元年度	2	21	1	134	57	215

(4) ひとり親家庭支援の推進

現状と課題

平成28年度の全国ひとり親世帯調査によると、母子家庭は約123万世帯、父子家庭は約19万世帯と依然として多く、ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、様々な困難に直面しています。

特に、ひとり親家庭の母の場合は、就業機会が少なく、就業しても低賃金や不安定な雇用条件にあり、更に約7割の離婚母子家庭は、養育費が支払われず、収入の面から複数の職場で就労するなど、健康面での不安が生活をより困難にしている場合も少なくない状況にあります。

このため、子育てしながら経済的に自立できることが、親自身と子どもの成長にとって重要であり、各種手当の支給、医療費の助成、保育料等の減免措置により、経済的負担を軽減するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就労支援セミナー等の周知を図り、ひとり親家庭の自立支援を行っていく必要があります。

基本方針

子どもの貧困をなくすとともに、ひとり親家庭が安定した生活を送り、社会的・経済的自立ができるよう、支援策を推進します。

主要施策

1 ひとり親家庭支援の推進

ひとり親家庭の生活基盤の安定と社会的・経済的自立を支援します。

- ① ひとり親家庭等の経済的支援
- ② ひとり親家庭等の自立支援

(5) 国民年金制度の啓発

現状と課題

少子高齢化の進行をはじめとする社会情勢の変化等を背景に、多くの人々が国民年金制度の将来に不安を感じている風潮にあります。誰もが安心して暮らすことができ、活力あふれる地域社会を形成していくためには、国民年金制度は不可欠であり、大きな役割を担うものです。

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全国民が加入する制度であり、老後の所得保障という重要な役割を担っていることから、全市民の受給権の確保に向け、制度についての正しい理解を促していく必要があります。

基本方針

全ての市民の受給権の確保に向け、国民年金制度についての正しい理解の浸透に努めます。

主要施策

1 国民年金制度の啓発

国民年金制度についての正しい理解を促進するため、広報・啓発活動の推進や相談業務の充実に努めます。

- ① 国民年金制度に関する広報・啓発活動の推進
- ② 国民年金相談業務の充実

■ 国民年金受給状況（各年3月末 住民課資料）

（単位：人、千円）

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和 元 年度	
	受給者数	受給額	受給者数	受給額	受給者数	受給額
老 齢 基 礎 年 金	1,157	859,078	1,176	874,896	1,170	871,851
老 齢 年 金	61	36,267	48	28,391	36	21,306
障 害 基 礎 年 金	50	42,843	47	40,086	46	39,376
障 害 年 金	4	3,117	4	3,117	4	3,120
遺 族 基 礎 年 金	6	4,463	6	4,463	6	4,467
寡 婦 年 金 ほ か	7	2,604	6	2,187	6	2,189
計	1,285	948,372	1,287	953,140	1,268	942,309

(6) 国民健康保険制度・介護保険制度の健全運営

現状と課題

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる健康保険制度の基盤をなし、町民の60%（国保38%、後期22%）が加入しています。

平成30年度からは、北海道と市町村が一体となって事業運営を行っていますが、町民の医療と健康の保持・増進に向けたきめ細やかな取組みは、町の重要な役割となっています。

特定健診・特定保健指導は、医療費の適正化と疾病の早期発見、重症化予防の重要な位置付けとなっているため、今後も特定健診の受診率向上対策に取り組むとともに、保健指導と保健事業の充実に努めていく必要があります。

75歳以上の町民が加入する後期高齢者医療制度は、北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となっていますが、高齢者の健康増進と介護予防に向けた保健事業が重要となっているため、今後も関係機関等との連携による取組みが必要です。

また、介護保険制度の事業継続のため、介護予防を重視したサービスの充実を図ることが必要となっています。

基本方針

国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づき、効果的・効率的な保健事業に取り組むとともに、医療費及び介護給付の適正化に努めます。

【関連する主な個別計画】

- 国民健康保険データヘルス計画
- 特定健康診査等実施計画

主要施策

1	国民健康保険制度の健全運営
	<p>広報等により制度についての理解を促進するとともに、保険税収納率の向上に努めます。</p> <p>① 国民健康保険制度に関する広報・啓発活動の推進</p> <p>③ 保険税収納率の向上</p>
2	医療費の適正化
	<p>医療費通知、レセプト点検の実施、ジェネリック医薬品^{※30}利用差額通知、保健事業の取組みにより、医療費の適正化に努めます。</p> <p>① 医療費の適正化</p> <p>② データ分析等を取り入れた保健事業の充実</p> <p>③ 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の見直し</p>
3	特定健診・特定保健指導の充実強化
	<p>特定健診受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、保健指導の充実に努めます。</p> <p>① 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上</p> <p>② 保健指導の充実</p>
4	介護保険制度の適正運営
	<p>広報等により介護保険制度についての理解を促進するとともに、適正な介護保険料の設定と事業推進に努めます。</p> <p>① 介護保険制度に関する広報・啓発活動の推進</p> <p>② 保険料の適正化</p>

成果指標

●特定健診受診率		把握方法等
現 状	61%	実 績
目 標	65%	
●特定保健指導実施率		把握方法等
現 状	70%	実 績
目 標	100%	
●国保税徴収率（現年課税分）		把握方法等
現 状	99.5%	実 績
目 標	99.7%	

※30 新薬の特許期間終了後に発売される医薬品。同等の成分・効き目で比較的安価である。

第5章 みんなが力を合わせるまちづくり

1 町民参加によるまちづくりの推進

(1) 協働のまちづくりの推進

現状と課題

複雑・多様化する町民ニーズに的確に対応し、きめ細やかな公共サービスを提供するためには、行政区・町内会やボランティア、NPO、各種団体、事業者、住民など、地域で活動する多様な主体と行政が、今まで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいくことが求められます。

本町では、平成20年度から協働のまちづくり地域提案支援事業交付金制度により、地域の福祉事業や環境美化活動、防災事業などのほか、地域が独自に考えた事業や活動に対する助成を行っています。

まちづくり活動を進めるためには、まちづくり団体や人材の育成のほか、コミュニティ活動の拠点となる施設が重要な要素であるため、施設の整備も課題となっています。また、協働のまちづくり地域提案支援事業については、制度の充実を図るとともにPRを強化し、町民意識の向上を図る必要があります。

基本方針

地域における多様な主体と行政との連携・協力体制を強化し、みんなが力を合わせた協働のまちづくり、「報徳のおしえ」を生かした魅力あるまちづくりを推進します。

【関連する主な個別計画】

- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域強靱化計画

主要施策

1 協働のまちづくり活動の推進

協働のまちづくり活動を活発に展開するため、意識の啓発と活動支援を行います。

- ① 協働のまちづくりに関する広報・啓発活動の推進
- ② 協働のまちづくり地域提案支援事業の充実とPRの強化
- ③ まちづくり活動の促進

2 まちづくり団体等の育成・支援

協働のまちづくり活動を推進するため、まちづくり団体や人材の育成を図ります。



- ① まちづくり団体の育成・支援
- ② まちづくりのための人材の育成
- ③ 若者の活力を生かしたまちづくり団体の育成・支援

3 コミュニティ活動拠点施設の管理

地域住民のコミュニティ活動が円滑に行われるよう、集会施設等の効率的運営と適正管理に努めます。

- ① 集会施設等の運営・管理

成果指標

●協働のまちづくり地域提案支援事業活用件数・金額		把握方法等
現 状	 54件 341万円	実 績
目 標	 60件 350万円	

■協働のまちづくり地域提案支援事業実施状況（企画課資料）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
団 体 数（団体）	33	30	30	32
実 施 事 業（件）	59	56	55	54
地 域 福 祉	4	4	4	4
地 域 保 健	1	1	1	1
地 域 防 災	5	5	5	5
地 域 環 境 美 化	41	40	39	39
そ の 他	8	6	6	5
金 額（千円）	3,573	3,208	3,444	3,407

(2) 男女共同参画の推進

現状と課題

男女が対等な立場で、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の形成が求められています。

男女共同参画社会の実現は、町民一人ひとりの意識や行動が伴って実現へ進むことから、行政の施策に町民も関わりながら取り組むことが必要です。

基本方針

男女共同参画に関する啓発や情報提供を行い、町民の意識改革を促すとともに、審議会等への女性委員の登用を推進し、町の政策形成の場への男女共同参画を進めます。

主要施策

1 男女共同参画社会の形成

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参画できるよう、意識改革や審議会等における女性委員の登用に努めます。

- ① 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- ② 審議会等での女性委員の登用

成果指標

● 審議会等における女性委員の登用割合		把握方法等
現 状	17%	実 績
目 標	30%	

(3) 広報・広聴活動の充実

現状と課題

住民が必要とする情報を広く提供し、様々な意見や要望等を聴き、町政に反映していくことは、住民参加のまちづくりを進める上で重要なことです。

広報活動は、毎月1回定期発行の広報紙やホームページを活用し、町民に分かりやすく理解しやすい形で積極的に情報発信を行っています。

広聴活動は、町政に対する意見・要望・苦情などを的確に把握するとともに、広く町民の意見を聴く機会を設け、多くの意見を町政に反映しています。

今後は、より多くの町民の意見や要望を聴くため、まちづくり懇談会の開催時期や場所、方法などの検討を進めていく必要があります。



基本方針

町政に対する関心を高め、町民と行政がともにまちづくりを進めるため、様々な情報媒体や機会を活用した広報・広聴活動を推進します。

主要施策

1	広報活動の充実
	読みやすく親しみやすい広報紙づくりに努めるとともに、町のホームページなどを積極的に活用した情報発信に努めます。
	① 広報紙の充実 ② ホームページの充実
2	広聴活動の推進
	まちづくり懇談会等を開催し、町民の声を町政に反映する広聴活動を展開します。
	① まちづくり懇談会等の開催 ② ICTを活用した広聴活動の推進

成果指標

● 広報広聴活動に対する町民の満足度		把握方法等
現 状	 40%	アンケート調査
目 標	 60%	

2 明日を支える行財政の充実

(1) 効率的な行政運営の推進

現状と課題

本町では、第4次まちづくり総合計画及び第6次行政改革大綱に基づき、施策評価の実施による事務事業の見直しを行いながら、町民の視点で行政サービスの向上に努めてきました。

今後は、多様化する町民ニーズや高度化する行政課題に的確に対応するため、効率的・効果的かつ持続可能な行政運営を進めるとともに、意欲と能力のある職員の育成・確保、更には限られた人員の中で最大限の効果を上げる組織・機構づくりが必要となります。

また、公共施設については、利用状況や避難所としての機能を考慮しながら、適正な維持管理に努めていく必要があります。

基本方針

地方分権の進展に伴う政策形成能力の向上と効率的な組織運営を行うとともに、厳しい財政状況に対応するため、行政改革大綱に基づく効率的・効果的かつ持続可能な行政運営を推進します。

【関連する主な個別計画】

- 行政改革大綱
- 特定事業主行動計画
- 障害者活躍推進計画
- 耐震改修促進計画
- 公共施設等総合管理計画
- 地域強靱化計画

主要施策

1	職員の資質向上
	<p>職員研修の実施や自主研修の奨励により、行政課題に迅速かつ適切に対応できる人材の育成を行います。</p> <p>① 職員研修の拡充</p> <p>② 自主研修の奨励</p>
2	行政機構の整備
	<p>高度化する行政課題に的確に対応できる機能的な組織整備に努めます。</p> <p>① 組織・機構の見直し</p> <p>② 職員管理の推進</p>
3	公共施設の適正管理
	<p>公共施設の効率的な運営と適正な維持管理に努めます。</p> <p>① 公共施設の効率的運営と適正管理</p>
4	事務の効率化
	<p>多様化する町民ニーズの把握に努めながら、事務の効率化を図るとともに、ICT等を活用した新たな行政サービスを検討します。</p> <p>① 共通事務の一元化</p> <p>② ICT等による新たな行政サービスの検討</p>

■職員数等の推移（総務課資料／各年4月1日）

（単位：人）

区 分	議会 総務	税務	福祉	経済	土木 建築	教育	特別 会計	計	消防	議員 定数
平成28年度	25	3	32	13	12	17	9	111	18	9
平成29年度	34	3	33	12	10	16	10	118	18	9
平成30年度	30	3	31	17	8	18	9	116	18	9
令和元年度	25	3	31	18	10	17	9	113	18	9
令和2年度	28	3	30	15	10	18	8	112	18	9

(2) 財政運営の充実

現状と課題

本町の財政は、自主財源に乏しく、依存財源の比率が高い構造にあり、年間予算の約5割を地方交付税に頼っていますが、地方交付税や国庫補助金は、年々減少しており、更に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が縮小し大幅な税収減が予想されるなど、依然として厳しい状況にあります。

決算額の推移からも、歳入では、農業所得及び法人による償却資産の増加により、地方税が増加傾向にありますが、地方交付税が最近5年間で約3億円減少しています。また、財源対策のための基金繰入金が増加しており、今後の事業等を勘案すると、決して十分な残高とはいえない状況です。

歳出では、支出が義務付けられ、任意に節約できない義務的経費の人件費や扶助費、公債費などの計画的な削減が進まず、経常収支比率は8割を超え、財政構造の弾力性を失いつつある状況です。

なお、平成20年に制度開始したふるさと納税は、寄附者に対して返礼品として特産品を送付することで、町の効果的なPRにつなげていますが、寄附額が年々増加する一方で、送料などの経費に要する割合が増加しています。

基本方針

将来にわたって持続可能な自治体運営を推進するため、限られた財源を計画的かつ効率的に運用し、健全な財政運営に努めます。

■【歳入】決算額の推移（普通会計／地方財政状況調査）（単位：百万円）

年度	地方税	地方譲与税	地方交付税	分担金負担金	補助金	繰入金	地方債	その他	歳入計
平成27年度	504	95	2,553	50	617	15	564	520	4,918
平成28年度	597	94	2,449	71	880	22	599	554	5,266
平成29年度	589	93	2,324	77	1,067	44	543	552	5,289
平成30年度	595	94	2,251	72	709	85	421	546	4,773
令和元年度	632	101	2,259	124	712	152	338	535	4,853

主要施策

1 財政運営の健全化

経常経費を抑制し、次世代に過度な財政負担を残さないよう、行政事務の改善と費用の削減を図るとともに、継続して安定的な財政運営が図られるよう、基金の確保に努めます。



- ① 第7次行政改革大綱の策定・推進
- ② 行政評価システムの導入検討
- ③ 事務事業の見直し
- ④ 補助金等の見直し
- ⑤ 民間活力の導入・体制の見直し

2 ふるさと納税の推進

ふるさと応援寄附金制度による寄附金をまちづくりの財源として有効活用するとともに、本町特産品と町の効果的なPR、関係人口の増加につなげていきます。

- ① ふるさと応援寄附金制度の活用

成果指標

●ふるさと納税寄附金額		把握方法等
現 状	 5,807 万円	実 績
目 標	 6,100 万円	

■【歳出】決算額の推移（普通会計／地方財政状況調査）（単位：百万円）

年度	人件費	公債費	物件費	維持補修費	扶助費	繰出金	普通建設事業費	その他	歳出計
平成27年度	969	539	475	115	236	439	971	1,030	4,774
平成28年度	993	547	565	108	260	415	1,417	867	5,172
平成29年度	971	507	604	110	243	422	1,476	859	5,192
平成30年度	992	464	565	114	258	401	1,137	724	4,655
令和元年度	996	501	587	107	264	401	1,137	755	4,748

(3) 広域行政の推進

現状と課題

地方分権が進むとともに、住民の生活圏が市町村の枠を超え、行政課題がますます複雑・多様化する中、これらに的確に対応していくためには、近隣の市町村が連携・協力して行う広域行政が必要不可欠です。

十勝管内では、全市町村で構成する十勝圏複合事務組合やとちかち広域消防事務組合などで、ごみ・し尿処理や消防等に関する共同事業を行っているほか、同じく管内全市町村で十勝定住自立圏を形成し、中心市である帯広市の都市機能を生かした連携事業を進めています。今後は、福祉や防災、観光、物産交流をはじめ、様々な分野での連携を検討し、町民サービスの充実と自治体運営の一層の効率化を進めていく必要があります。

基本方針

町民サービスの充実と自治体運営の効率化に向け、広域的な連携を一層強化し、共同事業・連携事業を積極的に推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

主要施策

1 広域行政・連携の推進

十勝圏複合事務組合やとちかち広域消防事務組合などの一部事務組合等による共同事業を引き続き推進するとともに、十勝定住自立圏共生ビジョンに基づき、帯広市の都市機能を生かした連携事業を推進します。

- ① 一部事務組合等による共同事業の推進
- ② 十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく帯広市との連携事業の推進

2 広域連携の拡大

広域で新たに連携できる分野について共同で検討し、実現化を進めます。

- ① 福祉や防災、観光、物産交流などの新たな分野での広域連携の検討・推進

参考：各施策とSDGs

各施策とSDGsとの関係

本計画の推進に当たっては、経済・社会・環境が循環するSDGsの理念を尊重しながら各施策を推進します。

		施策名																	
		第1章						第2章					第3章		第4章			第5章	
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	1	2
		1 計画的なまちづくり	2 利便性のある交通通信基盤の整備	3 安心して暮らせるまちづくり	4 快適で美しい環境のまちづくり	5 自然を生かした公園の整備と景観の形成	6 定住・移住促進対策の推進	1 活気に満ちた持続可能な農業の推進	2 海の幸をつくり育てる漁業の推進	3 緑豊かな郷土を守る林業の推進	4 親しみと賑わいのある商工観光の推進	5 豊かな資源を継承していく環境づくり	1 充実感と生きがいのある生涯学習の推進	2 地域の活性化を図るまち間交流の推進	1 子育てしやすいまちづくり	2 健やかでいきいきと暮らせる環境づくり	3 わせなまちづくり	1 町民参加によるまちづくりの推進	2 明日を支える行財政の充実
SDGsの17のゴール	1 貧困をなくそう							●	●		●				●		●		
	2 飢餓をゼロに							●	●						●		●		
	3 すべての人に健康と福祉を			●	●										●	●	●		
	4 質の高い教育をみんなに						●				●		●	●	●		●		
	5 ジェンダー平等を実現しよう												●		●			●	
	6 安全な水とトイレを世界中に				●	●													
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに				●			●											
	8 働きがいも経済成長も						●	●	●	●	●	●						●	
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	●	●		●			●	●	●	●	●							
	10 人や国の不平等をなくそう													●	●		●	●	
	11 住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●						●		●		●		●
	12 つくる責任つかう責任				●			●	●	●	●								
	13 気候変動に具体的な対策を			●	●														
	14 海の豊かさを守ろう			●	●				●										
	15 陸の豊かさを守ろう				●					●									
	16 平和と公平をすべての人に			●									●		●			●	●
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう																	●	●

付属資料

第5次豊頃町まちづくり総合計画策定経過

№.1

令和元年	内 容
7月4日	第5次豊頃町総合開発計画策定委員会事務規程制定
7月25日	第1回策定準備会（策定スケジュール等について）
7月31日	第1回策定委員会（策定スケジュール等について）
10月～11月	町民アンケート調査（対象人数500人）
12月20日	まちづくり懇談会（①豊頃町社会福祉協議会）
12月26日	まちづくり懇談会 （②大津漁業協同組合、③豊頃町農業協同組合）

令和2年	内 容
1月9日	まちづくり懇談会（④豊頃町商工会、⑤十勝広域森林組合）
3月24日	ふれ愛タウン推進会議（書面会議） （策定スケジュール、基本構想・計画の骨子について）
4月14日	第1回策定専門部会（策定スケジュール等について）
4月14日～ 5月15日	各策定専門部会開催（現行計画の評価・課題の整理、次期計画素案の検討等について）
6月24日	第2回策定準備会・第2回策定専門部会合同会議 （町民アンケート調査結果、現行計画の評価等について）
7月1日	第2回策定委員会 （町民アンケート調査結果、現行計画の評価等について）
7月15日	地域づくり協議会ヒヤリング ①（豊頃地域づくり協議会、中央地域づくり協議会） ②（茂岩地域づくり協議会、大津地域づくり協議会）
7月16日	地域づくり協議会ヒヤリング ③（明るい二宮地域づくり協議会、統内地域づくり協議会、十弗地域づくり会議）
8月1日	第3回策定委員会 （地域づくり協議会懇談内容、計画素案の検討等について）

第5次豊頃町まちづくり総合計画策定経過

№.2

令和 2 年	内 容
10月15日	第3回策定準備会（計画素案、今後のスケジュール等について）
10月16日	第4回策定委員会（計画素案、今後のスケジュール等について）
11月11日	理事者協議
11月26日	町長からふれ愛タウン推進会議会長へ計画素案について諮問
11月27日～ 12月10日	ふれ愛タウン推進会議（書面会議） （計画素案について意見及び質疑等の受け付け）
11月27日～ 12月20日	計画素案に関するパブリックコメント実施 （役場庁舎2箇所、大津支所、える夢館、町ホームページ）
12月 8日	町議会全員協議会において計画素案について説明
12月17日	第5回策定委員会及び第4回策定準備会（書面会議） （前期実施計画案等について）

令和 3 年	内 容
1月 6日～ 1月18日	ふれ愛タウン推進会議（書面会議） （計画素案に係る意見等への回答、前期実施計画案、財政収支見直しについて意見及び質疑等の受け付け）
1月 8日	町議会へ前期実施計画案及び財政収支の見直し等を提出
1月21日	第6回策定委員会（ふれ愛タウン推進会議での意見・質疑等への回答、財政収支見直し等について）
1月26日	町議会総務文教常任委員会所管事務調査（関係各課）
1月27日	町議会産業厚生常任委員会所管事務調査（関係各課）
2月 2日	町議会から理事者へ所管事務調査について結果報告
2月 9日	ふれ愛タウン推進会議（会長から町長へ諮問に対する答申）
2月15日	ふれ愛タウン推進会議委員へ答申結果について報告
2月24日	町議会全員協議会（答申内容等についての説明）
3月 5日	町議会第1回定例会へ提案・議決

豊 企 第 96 号

令和2年11月26日

豊頃町ふれ愛タウン推進会議

会 長 山 口 良 一 様

豊頃町長 宮 口 孝

第5次豊頃町まちづくり総合計画（素案）について（諮問）

第5次豊頃町まちづくり総合計画を定めるにあたり、貴会議の意見を求めます。

- 1 第5次豊頃町まちづくり総合計画基本構想（素案）
- 2 第5次豊頃町まちづくり総合計画基本計画（素案）

記

- 1 第5次豊頃町まちづくり総合計画は、著しく変化する社会の変革に的確に対応するため、町民とともにつくる魅力あふれるまちづくりを目指して、「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」をまちづくりの目標と定めることにより、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

令和 3 年 2 月 9 日

豊頃町長 宮口 孝 様

豊頃町ふれ愛タウン推進会議

会 長 山 口 良 一

第5次豊頃町まちづくり総合計画（素案）について（答申）

令和2年11月26日付豊企第96号で当会議に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申 意 見 書

諮問案のとおりとすることが適当である。

豊頃町ふれ愛タウン推進会議委員名簿

職名	氏名	所属	区分
会長	山口良一	豊頃町農業協同組合代表理事組合長	団体
副会長	松原敏行	豊頃町商工会会長	〃
副会長	長濱竜一	大津漁業協同組合専務理事	〃
委員	山本達実	十勝広域森林組合代表理事	〃
〃	加藤敏	豊頃町社会福祉協議会会長	〃
〃	林俊則	豊頃町体育連盟会長	〃
〃	紺野裕	豊頃町文化協会副会長	〃
〃	山田久利	豊頃町老人クラブ連合会会長	〃
〃	前田精一	豊頃町農政協議会執行委員長	〃
〃	小川竜司	豊頃町PTA連合会副会長	〃
〃	服部和樹	豊頃町校長会会長	〃
〃	岡崎正夫	豊頃町農業協同組合青年部長	〃
〃	田頭綾子	豊頃町農業協同組合女性部長	〃
〃	天内康浩	大津漁業協同組合青年部長	〃
〃	竹島照子	大津漁業協同組合女性部長	〃
〃	山保吏	豊頃町商工会青年部長	〃
〃	島真生	豊頃町商工会女性部長	〃
〃	鈴木一男	豊頃町民生児童委員協議会会長	学識
〃	平井均	豊頃町地域づくり推進委員会会長	〃
〃	石邑良雄	行政相談員	〃

(任期 平成31年3月1日～令和3年2月28日)

やさしさと躍動の
ふれ愛タウンとよころ



第5次豊頃町まちづくり総合計画

令和3年3月

北海道豊頃町